

平成29年度第5回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第2号）

平成29年9月19日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

5番 福永 啓 君

2番 森田 優二 君

第2 報告第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第3 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

第4 認定第1号 平成28年度御船町一般会計歳入歳出決算について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 清水 蕙 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯視 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 藤川 博和 君 8番 池田 浩二 君

9番 塚本 勝紀 君 10番 田中 隆敏 君

11番 沖 徹信 君 12番 井本 昭光 君

13番 岩田 重成 君 14番 田端 幸治 君

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長 藤 木 正 幸 君 副 町 長 本 田 安 洋 君

教 育 長 本 田 恵 典 君 総 務 課 長 吉 本 敏 治 君

企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	宮 崎 靖 君
町民保険課長	宮 崎 尚 文 君	こども未来課長	野 口 壮 一 君
福 祉 課 長	道 山 敏 文 君	健康づくり支援課長	西 橋 静 香 君
農業振興課長	藤 野 浩 之 君	商工観光課長	作 田 豊 明 君
建 設 課 長	松 岡 秀 明 君	学校教育課長	坂 本 朋 子 君
社会教育課長	宮 川 一 幸 君	環境保全課長	緒 方 良 成 君
会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君	監 査 委 員	山 下 誠 雄 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（田端幸治君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。5番、福永啓議員。

○5番（福永 啓君） 一般質問をいたします。

まず、御船町の住宅政策について、お聞きします。

熊本地震からの復旧が進んでいますが、町総世帯数約7,000、人口約1万7,000人のうち、いまだ約800世帯、2,000人の町民の方々が仮設住宅、みなし仮設住宅住まいを強いられています。また、議会でもたびたび取り上げられていますが、老朽化した危険な状態にある町営住宅にお住まいの町民の方々もまだまだたくさんいらっしゃいます。震災からの復旧・復興を図る上で、住宅政策はまさに基礎となるでしょう。早急な対応が必要です。

災害公営住宅につきましては、現時点で将来に向けての住民説明会が開催されていますが、全体像はまだまだ見えにくい状態です。仮設住宅につきましても、そろそろ公的居住可能区間にあり2年を迎えますが、その後はどうなるかと、不安を抱えていらっしゃる入居者の方々も多いと思います。超老朽化している町営住宅対策や長期避難地域である中原団地の存亡、有効活用が望まれている木造の仮設住宅の基本方向等々、町の住宅政策について、グランドデザインを、方向性を、具体的にしっかりと町民に示していただきたいと

思います。

続きまして、公的健康保険制度についてお聞きします。国民健康保険につきましては、平成30年度から、今まで町単位だったことが、県単位へと大きく制度が変わります。また、高額医療費に関しては、70歳以上の方々が既に今年の8月から変わっています。国民健康保険制度改正につきましては、今年度の当初予算にすべきものをふれましたが、まだまだ町民の方々の間に周知されているとは思いません。

今回、どのような制度改正が行われるのか。制度改正により町民の方々はどのような影響を受けるのかなど、わかりやすくお聞かせいただきたいと思います。

個別の質問に関しましては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

1、仮設災害法で、町営住宅と熊本地震後の町の住宅政策について。

（1）仮設住宅の現状及び今後の運営をどう考えるかについて、お答えいたします。

御船町には21カ所の仮設住宅地、仮設団地に425戸の応急仮設住宅があり、9月1日現在412世帯、1,063名の方が入居されています。町内外のみなし仮設住宅については360世帯、937名の方が入居されている状況です。平成29年9月1日までに既に応急仮設住宅を退去された世帯は33世帯、86名、みなし仮設住宅については46世帯、114名となっております。

また、応急仮設住宅の入居期間については、団地ごとに異なるものの、供用開始日から2年間、みなし仮設住宅の入居期間については、契約日から2年間となっております。今後の仮設住宅の入居期間につきましては、国と県で協議中となります。町としましては、県に対して1年間の期間延長を要望しており、併せて国との協議に必要となる仮設住宅及びみなし仮設住宅の現状等を県に伝えているところです。

また、再建に向けた個別調査につきましても、時期によって返還していく再建方法のパートを行うため再度実施していき、住民の方の早期再建の支援を行ってまいります。私の在任中は、行く当てのない方々に対して最大限の努力をしてまいります。

木造の仮設住宅に関しては、迅速な被災者の生活支援を優先したため、土地の用途制度があるところなども含められており、一部の木造仮設では今後の有効活用が難しい地域もありますが、あらゆる可能性を視野に入れ、木造仮設住宅の有効活用を図ってまいります。

（2）災害公営住宅の計画はどのようなになっているかについてお答えいたします。災害公営住宅整備方針（案）といたしましては、全体供給戸数100戸、町内4地域に区分し整備

する計画であります。

1、御船、辺田見、滝川、50戸。2、木倉、高木、20戸。3、小坂、陣、豊秋、15戸。4、滝尾、水越、七滝、上野、田代、15戸。これは、国の事業において、被災者を対象とした入居再建に関する調査を実施し、その中で、災害公営住宅への入居希望者数や建設希望数など、意向を把握した結果に基づくものであります。

現在、一丁目区の建設候補地において、RC鉄筋コンクリート等での建設を進めているところであります。また、7月15日に災害公営住宅建設予定地、田代、上野、七滝、滝尾の用地交渉、用地の交渉箇所は古閑迫地区を行ったところであります。県からの反応としては、協力的でありました。今後は、早急に用地買収に向けての事務処理を行うこととしております。なお、今後においては、その他の候補地についても随時進めていくこととしております。

(3) 町営住宅の現状及び今後の運営をどうするかについて、お答えいたします。公営住宅法の目的としては、健康で文化的な生活を営むに足る住居を提示し、これを住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃借し、または転貸することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することとあります。現在、本町においては、21団地で440戸ほど住宅の維持管理を行っています。しかし、年々高まる高齢化率や低迷する社会経済情勢等から、低所得者は今後も増加することが推測されます。

さらに、これらの実施においても、町営住宅入居希望に応募する件数も、毎回30件程度あることから、町営住宅を必要とする町民は潜在的に存在することが考えられます。このような中において、低所得者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様化する住宅困窮者の居住の安定に対する町営住宅が果たす役割は、大変重要であります。今後、町総合計画との整合性を図りながら、町営住宅の長期的展望での御船町町営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数を超過し、老朽化が進行している住宅を対象として、全体の管理戸数と整合を図りつつ、建て替えも含め、計画的に整備を図ることが必要であると考えます。

2、国民健康保険制度について。1、国民健康保険制度について、どのような制度が改正され、いつから開始されるかについて、お答えいたします。

国保につきましては、高齢化や低所得者の加入割合が多く、医療水準も高いことから、財政基盤が脆弱であり、また市町村単位で運営していることから、小規模な市町村では財政運営が不安定になり、リスクがあるなど、構造的な課題を抱えております。

このような中、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、国民健康保険法の一部改正が行われ、国保に対する法人による財政支援の拡充が行われるとともに、平成30年4月1日からは県と市町村が共同して、国保の運営を行うこととなりました。

県は国保の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図る一方、市町村は企画管理、保険給付、保険税の還付・徴収、保険事業等の地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなります。

保険税につきましては、県から市町村ごとの医療費水準や低所得水準に応じた標準保険税率を示され、それを参考に市町村は保険税率を定め、賦課徴収をし、納付金という形で県に納めることとなります。

町民への影響といたしましては、毎年保険税率が変更となり、また被保険者等の様式が変わります。なお、国保の各種手続きについては、これまでどおり御船町役場で行っていただくことになります。

(2) 平成29年8月からの高額医療制度の改正及び町民への影響についてお答えいたします。

高額医療制度におきましては、一月に支払った医療費が決められた自己負担額を超えた場合に、超えた部分を申請により払い戻す制度であります。平成29年8月の改正では、70歳以上の課税世帯の方に対して、この自己負担限度額が引き上げられ、負担額が増えたこととなります。

なお、住民税非課税世帯の方につきましては、今回自己負担限度額は据え置きとなります。

個別の質問につきましては、担当課長より説明させます。

○5番(福永 啓君) それではまず、仮設住宅について質問いたします。端的に質問いたします。いつも私が聞かれることですね。

まず、結局仮設住宅の入居者、これはどのような方が、いつまで仮設にいられるのですか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) お答えします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、法的には2年間となっております。今後、町とし

ましては、住まいの確保を行っていくこととともに、住まいの再建については、再建の時期、再建状況等の調査を行い、個別に再建の情報把握を行いながら、支援を行ってまいりたいと思っております。

○5番（福永 啓君） 確かに法的には2年です。しかし延長も法的にもできます。現在これはどのように考えても、もう一部の方々に関しましては、必ず延長が必要な状態です。そうすると、やはりどうしても、私は延長できないだろうか。どうなのだろうか、という不安が、仮設住宅の入居者の方々には広がらざるを得ないんです。それぐらい、今はいろいろな調査を町長も行うと言われました。いろいろ調査を行い、個別に支援をして行う、支援をしていくと。基本的には自立再建することが決まっている方は、その方、それが実際移転が入居で決まると。そして、災害公営住宅等に入居を希望されている方は、災害公営住宅に入居はできるんですよ、という形にならざるを得ないと思います。

しかし、全く何も決まっていない方はどうしようと。今は身の当てもない、住宅もないと、そして、建てようと思うが工事が決まらなないと、いつになるかわからないと。このような方は、もうへたすると見えるために、2年、3年、4年となりますよ、そういう方々の決心がつくためには。

そういうふうに、いつまでも入居することができるんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

何も決まっていない方、自力再建のめどが立たない方などは、いつまでも入居できるということではありません。長期間応急仮設住宅を日常生活の場として供用し続けることが、かえって被災者の自立を阻害するようなことになってはならないと考えております。阪神淡路大震災は5年間、新潟県の中越地震は3年2カ月、応急仮設住宅の存続期間が公営住宅などの恒久的な住宅が十分確保されるまでの間延長されております。

公営住宅への入居決定などにより、応急仮設住宅入居世帯の恒久的住宅への移行見通しが確保となったことから終了したことなどが、入居期間延長の参考になると考えております。

○5番（福永 啓君） 何か、次に行く場所がなければ、作らなければ、これから出ることができません。さっき町長がちょっとおっしゃいましたけど、「私の在任期間はしっかり支援していく」と。しかし、しっかり支援してだけで駄目なんです。やはり出先を造っていかなければいけない。それは確実にそういうふうになってくるかと思えます。そのため

にもきちっと恒久住宅へのめどをつけなければならない。ということは言うまでもないと思います。自立復旧ができる方は自立復旧を応援する。しかし、熊本地震に被災して、仮設住まいを続けていかれる方々には、自立復旧がままならない方々も多いんです。これは事実です。

現時点で、仮設入居者の住居に対する調査結果というのを、前回の全員協議会の議会で示していただきました。それによると、今後の住まいとして、公営住宅を考えている方々が仮設で83世帯です。みなしで37世帯です。計120世帯ありました。そのほか未定、未回答も大変多くて、これの仮設、みなしを合わせると204世帯になりますので、この方々についても、一定の公営住宅というのに入居を想定しなければならないと思います。

仮にこの方たちが仮設の方々と同じ割合で公営住宅の入居を希望されているとしたら、これは、ちょっと計算したんですが、57～58世帯ほどになるかなと思いますが、割合からすれば。これから、みなしの方々については、全戸調査はまだ行われていないんですね。プラス親戚の方、きょうだいとか、そういった方々のところに引っ越していらっしゃる方もいらっしゃいます。そうすると、これは必要な公営住宅のプラス要因がとても、幾つも出てくると思います。170、180を超える世帯を受け入れる公営住宅の整備が必要になる可能性もあると思うんです。総数はです。

だから、そのうち幾つの災害公営住宅で整備することを考えているのか、お聞きします。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

まず、公営住宅の入居の希望者の方々がすべて災害公営住宅に入居をするということは、ちょっと考えにくいようなこともあるかと思います。特に、先ほど中原団地についても触れられましたけれども、中原団地につきましては、今現在復旧に向けて事務作業を進めているところでありまして、この復旧が終えた後に、大体今把握しているところで約70世帯前後の方々が中原団地に戻りたいという考えを持っておられるということでありまして。それ以外の方々につきましては、ほとんどの方が、中には自立再建の方々もいらっしゃいますし、また災害公営住宅への入居を希望されることも想定がされております。

現時点で災害公営住宅として、これは先ほど町長からの答弁にもありましたけれども、100戸程度考えているところでありまして。この100戸という戸数につきましては、現時点で確定をさせることではありません。まず、このことにつきましては、早急に建てることができるところから、今建設を進めているところでありまして、この戸数の確定につきまし

ては、継続をしまして調査を進め、その中で、この結果を踏まえまして最終的な必要戸数を算出したいと考えているところであります。

○5番（福永 啓君） 100戸ぐらいは足りない可能性は十分あると思います。そのあたりは、今は何戸造れということは申し上げることはできません。実際に調査の上、適正な数が必要になってくると思いますので、そのあたりはきちんと調査の上、決定をされた建設をよろしく願いいたします。

今建設されている災害公営住宅です、先ほどもございましたが、一丁目と古閑迫のところです。あとその他、高木・小坂にも建設されるということなんですが、大体どのあたりに建設するということは、もう決まっているのでしょうか。また、建設する土地、そのあたりはどのようなになっているか、聞かせてください。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

まず、今現在建設を進めているところでありますけれども、一丁目におきましては、第1期目の建設工事としまして、20戸程度を計画しております。これも先ほど町長からの答弁もあったかと思いますが、それから、第2期の工事も予定しておりまして、その中では14～15戸の建設を予定しております。また、上野地域におきましてですが、これは山間地域に建設をする計画でありますけれども、これについては、木造での12戸程度を今計画を、建設を進めているところであります。

それ以外の地域については、今現段階では、具体的な場所がまだ把握というか、決定をしていない状況であります。復興計画の中におきましては、高木、木倉地区合わせて1カ所、それから小坂地区に1カ所の災害公営住宅の建設を予定しているところでありますけれども、建設用地に関しましては、新たな用地の取得が必要であると考えております。今後、御船校区内においても追加での災害公営住宅の建設が必要となることも想定をしているところであります。その場合におきましては、新たな用地取得に加えまして、老朽化が非常に激しいといいますか、そういった町営住宅にお住まいの方々の転居、住み替えといいますか、そういったものも促しながら、その跡地についても災害公営住宅の用地として検討をしているところであります。

○5番（福永 啓君） 災害公営住宅に入ろうと思っていらっしゃる方は、そのほかにやはり家賃、これを非常に注目事項のこととなります。この家賃はどのように計画していらっしゃいますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えをいたします。

この災害公営住宅の家賃でありますけれども、災害公営住宅につきましては、一般の公営住宅の入居条件について、災害で住宅をなくした方々が収入にかかわらず入居できるような入居条件を緩和したという状況になっております。

家賃の計算に対しましては、基本的には、一般的な一般の公営住宅と同じような積算に、計算の仕方になっておりまして、しかし、この家賃については、低廉化に対する補助率というのが、一般の町営住宅の場合におきましては約45%の補助ということでありまして、今回の熊本地震につきましては、当初の5年間にしましては75%の補助ということで、設定がされておるところであります。この家賃につきましても、これは町の判断でありますけれども、判断によって家賃の低廉化をしていくことも可能であるとは考えているところであります。

○5番（福永 啓君） この資料は全体像を実は載せた資料なんです。皆さんにお配りしていると思うのですが。これが東日本大震災でのモデル家賃となっております。大体、この1と書いてあるところです。この部分が基本家賃です。そして、低廉1種、これはいろんな計算方法があるんですが、その方法によってやはり一番収入の低い世帯に対しては、この2万1,700円が6,700円です。2万8,000円が8,700円です。このように、何分の1という形で、やはり災害地におきましては、相当な東日本大震災では低廉化が行われているという事実があるんです。さっき言いましたように、45から75になったら、その分ここにという世界じゃないんです。もうこのようにダイナミックな家賃の低廉化が行われているんですが、御船町で、熊本地震においてはそのようなことはできないんですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

今御説明というかお示しいただきました要因に、東日本大震災の場合におきましては、家賃の低廉化については、補助率が当初5年間に於いて87%程度ということで、その後20年までにおいては83%を超えるような相当な補助率で設定をしてあるようであります。東には特別家賃低廉化補助金もあったということで、また用地の取得に関しても87%程度の補助があったということから、相当の家賃の低廉化が図られたと考えているところあります。

今回の熊本地震におきましては、そのような対応が今のところできていないというか、整備をされていない状況でありまして、町としまして、国に対しまして、再三の要望を

しているところでありますけれども、なかなか東日本大震災のような対応ができていないという現状であります。

御船町におきましても、先ほどから申し上げておりますが、災害公営住宅を整備するに当たっての公用地というか、用地が非常に少なくというか、ほとんどない状況です。そういう中で、用地取得の費用も新たに発生をするということが当然考えられることでありまして、東日本大震災並みの大幅な家賃の低廉化というのが非常に厳しい状況にあるかと思っています。しかし、町としましては、先ほども申し上げたかと思いますが、特に低所得者の方々に対しては、家賃の低廉化というのが必要であると考えておりますので、可能な限り、できる限りの対応をしていきたいとは考えております。

○5番（福永 啓君） この資料、これは前回お見せした資料でもあるんですが、黄色い部分が激甚災害、そして赤い部分が東日本大震災、このように相当制度が違います。これにつきましては、議会でも先日要望活動で、東日本大震災並みの対応を要望しました。しかし、この件に関しては、あまり色よい反応ではありませんでした。私も個人的に国に問い合わせを行い、そういうことを要望したこともあるんですが、そのときお答えされたのが、東日本は津波で住宅が全部流されてしまったと。そういう特定な事情があったと。住宅の流れた数も多かったと。だから、造成して特別に法律を制定して対応したと。

確かに、熊本地震における災害公営住宅の制度は、東北大震災と同じではないんです。しかし、熊本地震は激甚災害に指定されていて、公営住宅の制度自体は相当補助率が高いんです。それで、町の判断で家賃を低く抑えることは十分可能ではないか。これは試算してみてください、と言われました。現状制度があれば、一定の低廉化は実施をできると思うし、さっき言ったみたいに、それは、できるできないの前に必要不可欠だと。特に低所得者に対して必要不可欠な部分があると思うんですよ。

これは、先ほどの東北大震災のところの例です。これは熊本県が出している例です。これをさっきの東北と比べれば随分違うんです。どこが違うかといえ、この1の部分です。低廉・・・ゼロから10万4,000円、この間が一律になっている。これの分の低廉化が、熊本のは標準参考では出ていません。だから、ゼロの人、10万4,000円の人、これが、では同じぐらいの生活レベルの人かどうか、というのを、私もひとつ試算をしてみました。試算した結果を皆さんにお配りしているのですが、それを出します。

源泉徴収ゼロの方、この方は、これは意図的に多分になるんですが、収入というのは、

控除前ですね。総支払額と書いてあるものです、源泉徴収には。それがこの収入になります。月当たり15万7,000円、そのくらいの方々がゼロなんです。相当厳しいと思います。これは両親、子ども2人で計算したんですが、この程度になります。それでゼロなんです。では、10万4,000円の世帯、これは月当たり、控除前の本給額が30万5,000円ぐらいでした。この方々になると、奥様がパートにとか、そうすれば15万円までは所得にかかりませんので、そうすると、まあ、これだけの高給取りとはいかなくても、それなりの暮らしができると思う。この方とこの方が同じ家賃というのは、やはり私は、これは不自然ではないかと思うんですね。

公営住宅は、被災者の自立支援、生活支援の一環であるんですよ。単に一律に支援すればよいものではなくて、やはりこういうものに関しては、この方々の能力や状況に合わせて支援すると、負担を求めるとというのが、福祉政策の基本になると思います。いわゆる応能負担です。町としても低廉化の改良は必要であるとお考えということです。そこはしっかりと対応していただきたいと思いますが、どうですか、そのあたりの考えは、いかがでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えをいたします。

特に低所得者の方々に対する家賃の決定というか、低廉化につきましては、先ほどもお答えをいたしました。今後においても町として可能な限りの低廉化にも努めたいと考えているところであります。

○町長（藤木正幸君） この低廉化に対しまして、被災の市町村の中でも必ず話題に上がってまいります。やはり今後の再建に向けて大事なことであるということに関しては大きいんですけれども、ただし、1つの市町村で勝手なことをしてしまったら、ほかの市町村との流れがまた変わってくるということで、今後この低廉化につきましては、各市町村会で話をしてまいります。その中において、御船町の現状、そういったものを発言してまいりたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 私は全体的な低廉化は必要ないと思っております、どちらかというと。ではなくて、やはり、さっきの質問の中で、応能負担、特にゼロから10万4,000円が、この中で全く同じであるという、熊本では。ということになってしまったら、これはゼロの方々の世帯の滞納が増えたりとかして、また問題を引き起こしかねないんです。この問題の対応は特に必要であるということを肌身に感じておりますので、そのあたりをしっかりと主張

していただきたいと、このあたりです。よろしくお願いいたします。

次に、災害公営住宅の建設自体に、これは災害公営住宅は入居条件が緩和された町営住宅を新たに建設することにほかならないのです。町営住宅の整備と災害公営住宅の建設は一体的に進めなければならない事業だとも思います。災害公営住宅の建設に際し、新たな用地取得や老朽化が激しい町営住宅の転居を促し、その跡地に災害公営住宅を建てることを検討している。そういうこともおっしゃいましたが、町営住宅跡地に災害公営住宅を造れば、これは用地取得費用はかかりません。また、売却すれば用地取得の費用にも充てられます。

町営住宅については、現時点で、どこをどう事業化し、今後を維持し、どこを用途廃止していく計画ですか。

○建設課長（松岡秀明君） 以前も答弁した経緯があるかと思いますが、中原団地それから玉虫団地、辻団地、それから七滝の団地、この4つの町営住宅の団地についてですが、約200戸ほどがあります。これについては、今後におきましても長寿命化を進めまして、今後においても町営住宅として活用していく計画としております。

また、それ以外の17団地の約200戸ほどありますけれども、これについては、将来的において用途廃止を進めていきたいと考えているところであります。

○5番（福永 啓君） 用途廃止予定の町営住宅なんですが、何戸の入居及び何人の入居者がいますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

現段階ではありますけれども、戸数にして174戸、入居者数については238人の方が今現在入居されている状況であります。

○5番（福永 啓君） 用途廃止を進めるためには、その方たちに代替の住宅が必要になります。これは今までみたいに待っていたら、20年、30年と、まだありますね。ではその代替についてはどうするつもりなのか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今申し上げました用途廃止の計画というか、予定をしている町営住宅の中におきましては、今回の震災によって半壊以上の判定があった住宅もあります。こういったものについては取り壊し等を進めていく予定でもあります。そのような町営住宅の入居者の方々については、災害公営住宅あるいは一時的にでも仮設住宅への転居といいますか、住み替えを

進めていきたいと計画をしております。

また、それ以外の老朽化等が進んだ町営住宅の入居者の方々に対しましては、段階的にはなりますが、公営住宅の建替事業、これは公営住宅法に基づくものでありますが、そういった制度を利用しまして、代替の住宅を提供しながら、住み替え、転居を進めていきたいと考えているところであります。

○5番（福永 啓君） 公営住宅法第35条、地方公共団体は公営住宅の整備を促進し、または公営住宅の居住環境を整備する必要があるときは、公営住宅建替事業を施工するように努めなければならないという、努力規定なんですね。御船町がずっと前からこの努力規定に当てはまっていたんです。もう10年以上前からです。

また、下水道法第9条、これは遅滞なく、下水道ですね。下水道に流入する排水設備に設置することとなっています。遅滞なくというのは、国からの通達で半年以内とか1年とされているんです。用途廃止予定の住宅のほとんどが下水道が整備されていながら、何年も接続されていません。今まで建て替えたいんだがという言葉はちょこっとありました。しかし、用途廃止、用途廃止に進めていく、用途廃止に進めていく、こういう一辺倒で、もうこの法的努力義務を、下水道ではなくてはまだ、はっきりいって違法状態です。そういうのが放置されていたのが、今までの現状だったと思います。

今、やっと公営住宅建替制度の利用に言及がありました。これはせにゃんが当たり前だと思うんです。だけど、こうやってこの事業を使いますみたいな話がありましたので、それは大きな前進だと思います。この公営住宅建替事業なんですけど、財政面から見たら、これはどういう事業なのでしょう。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、今ありました公営住宅建替事業を含みます公営住宅の建設です。これはまず国費が2分の1です。残りが起債になります。またこの借り入れた起債に関しましては交付税措置、これはございません。公営住宅建替事業を今後活用するに関しましては、建替計画、これを作成しまして、除去すべき公営住宅等について、国土大臣の承認を得なければならないとなっております。

また、公営住宅の建て替えに関しましては、当初大きな財政支出を伴うものでありますので、まず建替計画をもとに検討してまいりたいと考えております。

○5番（福永 啓君） この建替事業は財政的に長期的に見れば、どうですか、黒字事業です

か赤字事業ですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） まず、公営住宅なんですけれど、公営住宅は、まず家賃収入が入ってくると思います。その家賃収入をこの維持管理費に充てなければならないというところで、今現在なんですけれど、御船町には400戸近くの公営住宅があると思いますけれど、家賃が、平成28年度は大体4,300万円ぐらいだったんですけれど、その部分で、今建設課の維持係に充当しますけれど、そのあたりで大体500万円ぐらいの余剰金というか、その時期で言えば、そういう形では出ている状況です。

○5番（福永 啓君） 公営住宅建替制度自体は、この資料を考えてみれば、これは決して赤字事業ではないと。事業を考えてみてもです。長期的にみればそういうふうにならないと思います。だからこそ、交付税の算定根拠には起債等は含まれてないんです。

また、公営住宅事業の老朽化に伴う転居費用、これも町営住宅からの移転です。その費用もこれは大きな、もしこれから事業が始まった場合に問題になると思いますが、この転居費用、これは出るんですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これにつきましても、この公営住宅法に基づく、今申し上げました公営住宅建替事業による整備を行う場合においては、この転居費用についても補助制度があります。

○5番（福永 啓君） 補助制度があると思います。私も1/2程度だと思うんですが。まだ家賃、これは古い家、すごい老朽化していた家が新しいものになりますよね。その家賃というのは、相当その家賃が値上がりする可能性があると思うんです。そのあたりも障害になっていると思いますが、そのあたりの補助等はあるのでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これにつきましても、公営住宅法によります制度の中で、一定の期間ではありますけれども家賃の減額等に関する特例を活用することが可能であると考えております。これは社会資本整備総合交付金の助成事業ということになります。

○5番（福永 啓君） 家賃は法的減免措置は、今言ったようにあります。そして、実は町の条例にも減免措置はちゃんと書いてあるんですよ。この両方を利用すれば、それは所得に応じて住民の負担のない家賃設定もできるようになっていると思います。それで、老朽化した公営住宅の敷地のことなんですけど、建設基準法では県の建築条例と、ここに、これはもちろん法的に建てられないんです。現在建っている町営住宅の跡地とかいうのは、これ

はあるんですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

現在老朽化が非常に激しい町営住宅の敷地におきまして、今ありましたような法律、県の条例において公営住宅の建て替え等ができない敷地というのは、今のところないと考えています。町として、そこに建設をするかどうかについても、新たにまた判断をすることが必要であると考えております。

○5番（福永 啓君） 今の答弁でありましたとおり、公営住宅建替事業というのは、これは決して、そう簡単に言っても、赤字と決まっている事業ではないと。そしてさらに点在している公営住宅をある程度集約することによって、土地の売却を認める。売却した土地からは新たに固定資産税の収入も発生する。私たちも財政的にプラスになる可能性の高い事業だと考えます。

また、最優先の課題で、超老朽化した町営住宅の対応なんですが、すべてが災害公営住宅で対応できるわけでもないと思うんですよ。そういうところで、町民の生命・財産を守る上でも、やはりああいう、今度台風が来たときも私もドキドキしました。倒れはしないかと、それをいちいち心配していかなければならないぐらい、住宅に対する配慮を、これは財政が厳しくとも、いや、財政が厳しかろうが、将来的には町の負担にあまりならない事業なので、もうすぐにでも始めなければいけない事業の1つではないかと思います。いかがでしょう。

公営住宅建替事業を始める時期については、どう考えていらっしゃるでしょうか。事業計画は、既に必要だという話だったんですが、既にあるんでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この公営住宅建替事業についての具体的な事業計画というのはまだ今現段階においては策定をしていない状況です。これについては、議員の皆さん方も認識をされておられるかと思いますが、現段階においては、まずは災害公営住宅の建設、これを最優先とすべきではないかと考えております。

この災害公営住宅の建設を進める中において、これはこれから将来的という何ですけども、段階的にはなるかと思いますが、公営住宅の建て替えについても、早急に計画を進めまして、事業化を進めていきたいと、今後において考えているところであります。

○5番（福永 啓君） 現在をまず優先して、災害公営住宅を建設しなければならないと、これは当たり前だと思います。しかし、それと同様の重要性として、何人かを、これは早急に移転を進めなければならない町営住宅があることも確かです。これを本当に、将来的でなくても、少し段階的に、且つ迅速的に事業化を進めていただきたいと強くお願いしておきます。

また、やはり最終的に、どんなに期限がきても、移転の問題、これが一番なんです。いろいろな制度があります。町にも有利、移転者にも有利、そのような制度があったが、なかなか移転をしていただけなかったこと。これについて了承を得られないという事情が、これが私は一番大きな理由じゃないかなと感じております。災害時の建替事業を利用するなら公営住宅法38条で明け渡し請求することもできます。同法3条に言及されたことは、1年以内に明け渡さなければならないと定められておりますから、強制措置になるかと思うんです。それでは進まないんです。

しかし、それはあくまで私は最終手段だと思います。時間をかけて、やはりたたき台になっていた方々に心を癒しながら、これは本当に少しずつボランティアの方、地域の方々を含め、これは前にも言いました。役場だけで抱え込まずに、区長に地域の方、ボランティアの方々、そして私たち議員、一生懸命頑張りますから、もうこうこうしますということを、方向性を出してください。そうすれば、私たちは責任を持ってやります、やれるところは。もう、これ以上は悪くなることはないですよ。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、木造仮設のことでお聞きいたします。木造仮設なんです、これは災害公営住宅として利用するために、どういう課題があるんですか。災害公営住宅として、まず利用することは可能なんです。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

この木造の仮設住宅について、災害公営住宅として活用することについては、可能であります。ただ、単純にすぐ災害公営住宅として活用できるかということについては、いろいろな課題をクリアというか整理をする必要があります。まず、耐震等の問題、それから室内、屋内の改修、それから用地によっては都市計画法上の課題、それから農地法上の課題、そういった用途の変更等も伴いますけれども、中には開発の許可、そういった事務処理も必要となるものもあります。そういったものを一つずつクリアしていかなきゃいけないと

ということで、すぐさまそれが活用できるというものではありません。

○5番（福永 啓君） 木造仮設は今161戸あると思いますが、これは棟数、これは何棟ぐらいあるのですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

棟数については、50棟になっております。

○5番（福永 啓君） 仮設としての利用可能ではあるが、なかなかすぐにできるわけではないですね、これは。だから、仮設の利用の研究もされるんでしょう。それ以外に、有効利用方法を、これは探っていかなければいけないと思います。全部を災害公営住宅にするのか。ほかに利用有効方法を考えているのですか。どんなふうな利用方法を考えているのですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

木造の仮設住宅について、町が、町として必要とする場合におきましては、当然、その仮設住宅としての利用期限後においては、町に譲渡をされるということになります。これについては、用途に縛りのないというか、そういった共有財産ということになります。

活用方法としては、これは町単独住宅ということになるわけですし、例えば今後におけるさまざまな災害等で被災された方々が、再建支援のための住宅という、そういった多様な利用方法が想定をされるものとなっています。

○5番（福永 啓君） その利用する上での、木造仮設のほとんどが私有地に建設されています。建設されている土地について、これはどのように考えていらっしゃいますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今申し上げました、有効的に活用ができる木造仮設の土地、用地につきましては、取得あるいは賃貸が必要になってくるわけですが、基本的には土地の取得という考え方で進めていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 木造仮設は、町有財産になった後の用途は、先ほどもおっしゃいましたが、町の自由と。これを住宅法等から、縛りはありません。ほかの被災地の例を見ても、相当な、これに例がありますが、いろんな例がございます。この資料は提供いたしました。木造住宅の有効利用を進めていただきたいと思います。

まずは、この住宅の話なんですが、町長、あと1回、仮設住宅、木造住宅、公営住宅について、中原住宅も含めて町営住宅について、それぞれわかりやすくはっきりとした一つ

の方向性、それはこうします、こうしたいという方向性をお示しいただきたいと思います。
お願いします。

○町長（藤木正幸君）　まずは、仮設住宅から申し上げたいと思います。仮設住宅におきましては、つまるところ、熊本県に私たちの要望を伝えております。県からは強く国へ申請を
していただいておりますので、その結果を待っているところであります。

続きまして、木造住宅、仮設住宅、今、福永議員の質問で幾つも案が出てまいりました。
この木造住宅は、私は熊本県における構造的な復興ということを知事が言われております
けれども、その一役を担うんじゃないかということを思っております。しかしながら、国
の制度、こういったものを加味しながらいかなければいけないし、私たちから上げた提案
というのも、国で検討していただかなければいけないと思っています。

そういったところにおいて、この御船町は161戸というたくさんの木造住宅を建設させ
ていただいておりますので、制度を考えながら、また新たな問題にアタックしていきたい
と思っております。

災害公営住宅につきましては、これは意向調査というのが必ず必要になってきます。ま
ずは、アンケート調査を行いました。それから電話による調査を行いました。それからお
伺い調査という段階に入ってきております。この間、東北のほうに行ってきました。南三
陸町と七ヶ浜町に行ってまいりました。この意向調査をやはり数多く行って最終的に決め
ていったという計画法を決めております。大体5回以上、7回ほど意向調査というのをし
て、やっと決定したということを聞いております。

これからなるべくそういった電話調査、そしてお伺い調査というものを数多くしながら、
どの方がどこにどういった再建をしたいのかということを考えてまいりたいと思っていま
す。

中原団地を含む今度町営住宅の政策につきましては、忘れてはならないのが、今現在御
船町には町営住宅440戸を含めて、約6,000戸しか住家がありません。この中において、440
軒が公営住宅というのは、この近隣市町村においてどれだけの割合かというのは、相当高
い割合にあります。それはやはり、この御船町が郡の中心地であったこと、いろんな機関
が集まってきたこと。福祉に優しい町であったこと。これは示されていると思います。

現在住家として6,000軒ある中において、今後災害公営住宅、そして公営住宅、そうい
ったものをある程度管理しながら、今後計画的に進めていかなければいけないということ

を私は考えております。ただ単に町営住宅を多くすれば人が集まるということではなく、そこにはこの御船町、財政的にも脆弱な地において、今後どういったふうな方向性をとっていくかということをもたえ直していきたいと考えています。

○5番（福永 啓君） 時間となりました。あと予定しておりました国民健康保険に関する質問ですが、1点だけ、簡単に制度改正について御説明をいただいた後、そのほかについては、予算審議のところで聞ければと思っております。

それでは、国民健康保険、どのように変わるのか、そのあたりを説明いただきたいと思います。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

県には、現在平成29年度において、制度が導入された場合と仮定しまして、保険料の試算が算定されております。直近の試算では地震等の措置が考慮され、当初クラスで上がり幅は緩やかになっている。御船町においては、1人当たりの平均、保険税の試算額が、年間で大体約2,000円程度下がるとなる見込みとなっております。

しかしながら、住民が負担する保険税は上がるため、県が示す共有の保険税率を参考にしながら、低所得者に対して負担が大きくならないよう、応能負担と応益負担の割合を調整し、保険税率を算定します。今度9月下旬には県から、ただ今申しました平成29年度の試算結果が公表されるため、そちらを参考に、当町の保険税を検討したいと考えております。

それと、平成30年度の保険税につきましては、県が10月以降に新たなデータを用いまして算定しますので、11月に入りまして、仮算定の通知が示されまして、その通知をもとに平成30年度の予算編成をいただきます。今後、そこらの検討等につきましては、わかり次第町民の方に対して、広報、保険だより及びホームページ等に周知していきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 終わります。

○議長（田端幸治君） 2番、森田優二議員。

○2番（森田優二君） 通告しておりました件について、質問いたします。

1、第5期御船町総合計画、第12期基本計画について。計画にある、安心・安全な町で、平成28年熊本地震や豪雨災害以後、それらの問題点の見直しや、その検討について。

2、中原団地について。8月29日開催の災害復興支援特別委員会にて、中原団地の災害

復旧のうち、平成28年度繰越分については、今年度中に完了するとの説明であったが、大規模盛土及び住宅の改修について質問させていただきます。

なお、個別の質問に関しましては、質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君） 森田議員の質問に、お答えいたします。

第5期御船町総合計画、第12期基本計画について。

1、災害に強い町づくりについて。（1）災害時の避難所と備蓄品の整備はできているかについて、お答えをいたします。

まず、避難所についてですが、御船町地域防災計画において35カ所の避難所を指定しています。うち20カ所が緊急避難所です。避難所として指定しているものの、今回の熊本地震のような長期的かつ多数の避難者を受け入れる避難所として、十分な機能を有しているとは言えず、整備が必要な指定避難所もあると考えています。

次に、備蓄品ですが、残念ながら熊本地震時には備蓄品の整備はしていませんでした。備蓄品を整備するためには、まず備蓄倉庫を整備する必要があります。それも未整備でありました。現在は、昨年全国各地からいただいた支援物資のうち、使用可能と考えられるものを法務局及び水越社会教育センター内に数十品目の備蓄をしています。また、地震後支援物資として移動可能な備蓄倉庫をいただき、水越、七滝、田代東部、田代西部、高木、小坂の6地区に配置し、平成29年度に残りの御船、滝尾、上野、木倉地区に備蓄庫を整備する予定です。同時に、全地区に毛布等を購入する予定としており、今後は計画的に予算を計上し、備蓄品を整備していく予定です。

（2）自主防災組織の組織体制と訓練は実施されているかについて、お答えいたします。

本町の自主防災組織率は100%です。しかしながら、各組織において構成員各自の役割等まで定めている組織はごく一部であったと認識しております。そのことから、平成27年度間に、町内の19地区において出前講座を実施し、自主防災の重要性を伝えました。その直後に熊本地震が発生しました。平成28年度においても、地震後要望がありました数カ所で実施しておりますが、それ以降は自主防災組織に対する出前講座は実施しておりません。今後、各地区の要望等を参考に実施していきたいと考えております。

なお、東日本大震災後、平成26年4月から地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。これらは地域コミュニティレベルで避難訓練や安否確認方法、避難所運営などの計画を策定できるものです。

これを受け、本町では自主防災組織単位で地区防災計画が策定され、運用されるよう、支援を行っていきたいと考えています。

2、危機管理体制について。

(1) 防災施設や災害時のマニュアルについて問題はなかったか。問題があった場合、そこからの見直しは検討していくかについて、お答えいたします。

防災施設や災害時のマニュアルについては、以下のものを策定しています。自主防災組織運営マニュアル、災害対策本部設置運営マニュアル、避難所運営マニュアル、避難勧告等の判断伝達マニュアル。しかし、今回の熊本地震では、想定をはるかに超える災害だったため、マニュアルどおりにはいかなかったというのが実状です。

問題点の1つとして、停電や断水などで一時的ではありますが役場機能が失われたことです。いずれのマニュアルも役場が正常に機能していることが前提で策定されており、機能していない場合を想定してはありませんでした。今年度地域防災計画の改正を予定しており、熊本地震を踏まえた見直しを行うこととしております。

(2) 第5期御船町総合計画にもうたっている防災行政無線の整備がなぜ今になったかについて、お答えいたします。

御船町総合計画において、防災行政無線の記述が登場するのは第2期基本計画からで、平成3年度の総合計画からとなっております。現在まで、その整備に至らなかった理由としては、主に3つ考えられます。

まず、1つ目は財政的な問題です。防災行政無線の整備については、特に国等の補助金がなく、単独事業の整備だけでした。東日本大震災を受け、平成25年度に緊急防災減災事業債で防災行政無線が整備できるようになりました。

2つ目の理由としては、住民ニーズとして、防災行政無線の整備よりも優先される事業があったことが予想されるところです。

3つ目に、近年になって携帯電話やスマートフォンの普及により、個別の連絡がとりやすくなったことで、防災行政無線そのものの必要性を感じているものの、これまで大きな災害もなく、意識が少し薄れていたことも要因として挙げられると感じています。

昨年の熊本地震発生直前まで、私自身何度も上京し、総務省との協議を行ってきました。今回、防災行政無線の整備を決めたのは、熊本地震を経験し防災行政無線が必要であると痛感したことと、地域住民からの要望があったことが理由であり、待ったなしの現状と感

じております。

消防団体制について。(1) 消防団体制は問題なかったかについて、お答えいたします。

消防団内での連絡体制につきましては、団長、副団長、分団長及び各班長とうまく連携ができており、消防団内での連絡体制については、大きな問題はなかったものと考えております。ただ、連絡方法については、現在積載車に搭載して使用している移動系のアナログ無線が聞きづらかったりするため、平坦部も併せて個人の携帯電話等で連絡を取り合っているのが現状であります。今後は移動系無線のデジタル化への移行を検討したいと考えております。

資機材につきましては、これまで主に火災を想定し配備していたところですが、今後はあらゆる災害を想定し、チェンソーやジャッキ等の機材の配備もできればと考えております。

(2) 団員の確保並びに活動の活性化ができていくかについて、お答えいたします。

消防団員の確保につきましては、全国でも団員の減少が進んでいる中、御船町においては近年若干増加しているところであります。今後は、学生団員や女性団員の確保に力をいれていきたいと考えています。このことが消防団の活性化につながればと期待するところでもあります。

(3) 団員の処遇改善は検討していないかについて、お答えいたします。

消防団員の処遇については、本年度より出動費について従来の1,000円から2,000円に改正を行ったところです。今後は、消防団の確保という観点からも団員報酬の見直しについて検討を重ねていきたいと考えております。

2、(1) 大規模盛土事業の現状と今後の計画についてどうなっているかについて、お答えいたします。

中原団地の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業については、実施設計が8月に完了したところであります。平成28年度繰越分については、9月に工事の発注を行い、平成29年3月までには工事を完了することとしています。また、平成29年度事業については、11月頃に発注を予定しており、平成30年度8月頃には工事を完了する予定であります。

なお、中原団地入居者への説明会の開催を9月に計画しており、それに向けて庁内関係各課と協議を進めているところであります。

(2) 中原団地住宅部分の現状と今後の計画についてどうなっているかについて、お答

えをいたします。

中原団地においては、35棟、108戸の住戸があり、建築年度によってタイプの違う住戸が建ち並んでおり、今回の地震被害の状況を、住戸階数、地盤の現状によって被災状況が異なっています。主な被害としては、中原団地に入って左手の街灯部分の法面崩落が大きく、住宅ギリギリまで崩落しているのが現状であり、また中原団地内地盤の被害と住戸自体の被害と比例していないこともあります。また、逆の場合もあり、地盤の被害に伴い、住戸が引き裂かれ、地盤の被害とともに、大きく損傷した住戸もあるなど、被害の程度がバラバラなことから、復旧方法の検討についても時間を要したところであります。

なお、中原団地町営住宅被害復旧工事については、8月28日に国の査定を無事終了しております。

今後、住戸の災害復旧工事については10月以降の工事発注に向けて事務処理を進めているところであります。今後の見通しとしましては、中原団地の地盤に係る大規模盛土造成地滑動崩落防止事業及び住戸の災害復旧事業の完了後に、長期避難世帯の認定の解除、避難指示の解除となると考えております。

○2番（森田優二君） それではまず、第5期御船町総合計画、基本計画で、安心・安全な町、災害に強い町づくりについてですけれども、まず町長に伺いますが、昨年4月熊本地震及び6月の豪雨災害で、町長が一番困ったこと、これは何だったですか。

○町長（藤木正幸君） すべてにおいて、困ったことばかりだったんですけれども、やはり防災に対する意識が低かったというところが一番だったと思います。特に、備蓄品もありませんでした。避難訓練もありませんでした。防災行政無線もありませんでした。一番と挙げられたなら、この情報伝達がなかったことが御船町において一番苦しかったと思っています。防災行政無線の整備が整ってなかったということだと思います。

高木地区においては益城町からの情報、小坂地区においては嘉島町とか甲佐町からの防災行政無線の情報で行動を行っていたということを聞いております。私たちは、災害時にあって、やはり情報を伝えなければいけない立場にありますけれども、その情報が伝わらなかった。情報がやはり伝えられないということは、こんなにも苦しいことだということを経験いたしました。

そのことで、一番を挙げれば防災行政無線だと思っています。

○2番（森田優二君） 私もいろんな人の話を聞くと、よそは、何か災害があったときはスピ

一カーで放送があっているけれども、御船はそれが全然ないということで、やはりこの防災行政無線、これが一番困った人が多かったと、私も思います。これに関してはまた後で述べます。

まず、災害時の避難所と備蓄品についてですけども、先ほどの答弁の中で、避難所、これは見直しが必要という話も出ておりました。また備蓄品はなかったという話も出ておりました。

まず避難所ですけども、地震のときは、今考えてみると、ほとんどの、体育館とか何とかの広いところが天井崩落で使えなかった。これは地震自体が異常だったということもあるかもしれません。それともう1つ、私が思っているのは、防災計画の中に避難所一覧というのがあるんですけども、これを見ると、洪水時の避難所、これが、御船町町内になるんですけども、ここは○がないんですよ。それと、滝尾地区です。小坂地区は○はあるんですけども、小坂地区の平坦のところの避難所というのは、ここに出てないんですよ。恐らく昭和63年に御船の水害があったんですけども、それ以降、ここらあたりの見直しというか、そういうのは検討されているのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今の御質問は、昭和63年に大きな水害がありましたけれども、それ以降、避難所の一覧等の見直しは行われておるのかということだろうと思いますけれども、昭和63年当時からは幾分見直しもされておりますけれど、ただ今おっしゃったように、国土交通省が、御船川の浸水の想定区域等の見直しも併せて行っております。その浸水想定区域を参考に、今後またその見直しも進めていきたいとは考えておるところであります。

○2番（森田優二君） 今回の地震はともかく、豪雨災害、これは御船町も昭和63年に受けております。そういったことで、やはり豪雨のときに橋を渡って避難所に行くということは、まずできません。そういったことを含めて、今までそういう見直しが行われているはずですけども、なぜ今回までというか、そういった避難所が指定できていないのか、そこらあたりはいかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今お尋ねのあった件について、これは推測の域を出ないところもありますけれど、特に御船川の左岸地区において、滝尾から御船にかけて、そういったところについて、それまで町が持っていた公共施設等が存在をしていなかったというのがひとつ挙げられるかと思います。

新たに避難所を造るとしましても相当の費用がかかるということもあったと思います。

そういったところから、特に御船川の左岸地区において整備が遅れていたと感じております。

○2番（森田優二君） それでは、そういったところを見直すとか、今後検討をするということですね。

○総務課長（吉本敏治君） そうですね。そういったものを含めて検討していく予定としております。

○2番（森田優二君） 次に、備蓄品についてですけれども、これは先ほどなかったということでした。でも、これも一覧表に、平成26年、27年で2年分の大体備蓄はあって当然だったんです。なぜ計画に書いてあって備蓄ができていなかったのか。そこらあたりはどうですか。

○総務課長（吉本敏治君） 平成26年、27年には確かに2年分の備蓄ということで計画をしてあったと思いますが、計画して予算措置を行っていなかったと、結果として購入はしていなかったということになるかと思います。

○2番（森田優二君） 結局、私どもはこういった計画を見ながら、要するに、その反省等を見る意味で今日は一般質問をしております。

計画にうたって、そういうのがそろってないということは、これは言うといかんけど、やっぱり行政の怠慢と言われても仕方ないと思います。そこらあたりはやっぱり災害というのは、実は何時起こってもおかしくない状況になっております。今後は、きちんと検討しながらそろえて、今回はそろえたということも話は聞いております。そこらあたりを含めて、今後はきちんとやってほしいと思います。

次に、自主防災組織についてですけれども、簡単に組織の体制というか組織図です、それはどうなっているかを、簡単にいいですから説明をお願いします。

○総務課長（吉本敏治君） この自主防災組織の組織の体制について、これは、いわゆる町側から具体的に地域に示しているというものはなかったと思います。今、先進的にやっておられるところは、例えば避難を誘導する担当を決めていたり、避難場所をあらかじめ決めていたり、一時的な避難場所ということも考えられますが、そういったことを、あとは連絡の体制、そういう役割体制を決めておられるところもあるように聞いておりますが、それはもちろんごく一部です。基本的には、まずは人命の救助が最優先に行われなければなりませんので、そういう高齢の方、それから障がいを持った方、介護認定を受けている方、

そういった方々をスムーズにどういうふうに誘導していくか、そういったところが一番地域に求められているものではないかなとは思っているところです。

今後は、そういったところを踏まえて、こちらからも計画をお示しできるようにしたいとは考えているところです。

○2番（森田優二君） この組織に関しては、教育は出前講座で大分やっているというお話でした。教育と、もう1つは訓練です。こちらは何かやっておられますか。

○総務課長（吉本敏治君） 熊本地震が発生する前までにつきましては、・・・自主防災組織それから消防団等の連携によって、火災の訓練等を行っていることは存じ上げておりますけれども、ただこういった地震による災害ですとか、それ以外のものについての訓練というものはそう多くは行われていなかったと認識しております。

○2番（森田優二君） もう今度の地震あたりでも、やっぱり地元の組織というのが大変役に立つというか、大変ためになったということはわかっていると思うんです。そういったことで、消防団及び消防団のOBがおりますけれども、その人たちの位置付けというか、やはりきちんとしていったが今後はいいんじゃないかならうかなと思っております。特に、今度の消防法改正で、自主防災組織の教育・訓練は、消防団が指導的な役割を担うよう、市町村は必要な措置を講ずるよう努めなさいとうたっております。これについては、町の対応は、今はどういうふうになっていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 今おっしゃいましたのは、平成25年12月に制定されました消防団を中核とした地域防災等の充実強化に関する法律のことだと思いますが、その中に市町村は市町村の区域内の公共的団体、その他の防災に関する組織の教育訓練において、指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう進めるものとするという規定があります。この規定を受けまして、町としましても消防団につきまして団長を通じまして、各自主防災組織から訓練等の依頼があった場合、これにつきましてはできる限り対応し、併せて指導を行うようにということで、団長を通じて伝えてはおります。ちょっと確認していませんので、文書でだったか口頭でだったかは覚えておりませんが、そういう伝達は行っているところです。

○2番（森田優二君） 結局消防団と自主防災組織を、簡単に言えば区別した考え方だったろうと思います。でなくて、やっぱり消防団というのは地域の方が消防団になっておりますので、その組織をある程度一体化してくることによって、その中でいろんな訓練とか教

育も出てくると思います。また、個々の改正で、教育訓練に対して必要な援助を行うなどとするとなっておりますので、そこらあたりの、国がこういうふうに出ているのだから、援助あたりも受けるようなそういうことを考えてほしいと思いますけれども、そのあたりはいかがですか。

○総務課長（吉本敏治君） おっしゃるとおりだと思います。消防団員に任せっきりではいけませんので、もちろん地域からの訓練等の要望がまず上がってきたりする場合があります。その際には、火災の訓練等については、消防団と連携をしながら、地域でやっていただけるのが実状です。ただ、大規模な災害になりますと、消防団はその地域を離れて活動する場合もありますので、すべてがすべて、災害のときに地域の消防団がなかなか地域にとどまってしまうというわけにはいかない場合もありますので、そういったことも踏まえて、今後町としての援助は積極的に行っていきたいと考えているところです。

○2番（森田優二君） そういった制度というか、平成26年2月以降施行されておりますので、利用するところは利用してやったらどうかと思います。

次に、危機管理体制についてですけれども、特に町内でもですが、庁舎内でも停電、断水が、予期しない事態だったという話でした。そういったものの、やはり非常用の発電機というのは必ず点検して回られるようになっていると思うんですけれども、その発電機も作動しなかったということでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今のお尋ねの発電機の件です。これは庁舎と考えてよろしいですか。はい。

庁舎の発電機につきましては、停電と同時に作動いたしました。作動はしたんですけれども、断水も同時にしていたものですから、停電と断水です。その発電機を冷やすための冷却水、これが水道が断水したことによって循環が停止してしまいまして、それによって冷却水がオーバーヒートを起こしてしまったと。そのオーバーヒートを起こした関係で、発電機そのものを停止したというのが実状です。その後、手のあいている職員を募りまして、何とか冷却水の補給をバケツリレーで行いました。それによって復帰をさせたというのが実状です。その後九電と連絡を行いながら、発電車の要請を行って、発電車に来ていただいて、上の屋上のほうから電気を通してもらったというのが実状でございます。

○2番（森田優二君） 水冷式の発電機ということで、また水冷式だったら水が止まれば効果が薄れるという、そういったこともありますので、今後、そこらあたりも検討されたがよ

くはないかと思えます。

また、防災施設はいろんな施設があると思うんですけど、それもあり被害を受けたと思います。特に格納庫、積載車がもう約1年半ぐらい雨ざらしになっているところがあります。早い復旧が必要だと思いますが、どのような計画になっておりますか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えいたします。

積載車を格納する格納庫、それから消防詰所もそうなんですけれど、今年度につきましては5,000万円の予算を計上して、特に詰所をまず改築する予定としております。地域と消防団で協議をしていただきながら、候補地が煮詰まったところから進めていくこととしております。現在、1カ所については、その用地がまとまったということも聞いております。早速今年度の事業でありますので、早目に発注を行いたいとは考えているところです。

それから、積載車の格納庫についても同様の状況であります。現時点で、郡内のほうもちょっと確認を取って見たんですけど、詰所や格納庫については、御船町が一番早く進んでいるのかなとは考えております。益城町等については、まだほとんど手付かずの状況と、被害が大きかったということもあるかもしれませんけれど、そのような状況でした。

今後、予算が必要となるところから、来年度の予算も含めて、十分な精査を行いながら、必要箇所の整備について進めていきたいと思っております。

○2番（森田優二君） やっぱり格納庫がないと野ざらしになって、どうしても傷みます。そういうのが見えておりますので、できるだけ早く改修できる方向でお願いしたいと思えます。

マニュアルについては特に問題なかったという報告だったと思いますけれども、その中に、防災計画の中にあるんですけども、いろんなチェックリストとか報告書が付けてあります。去年の災害時、こういったチェックリストまた報告書はきちんと整理できているのかをお尋ねします。

○総務課長（吉本敏治君） 今お尋ねのチェックリストについてですけど、当然去年の熊本地震の発生後は、被害者の数から何から、もちろん県への報告もありますので、そういった部分については、確認ができる態勢はとっておりました。ただ、防災計画の中でうたっていますマニュアルの中のチェックリスト等については、とてもそこまで、そのリストを用いて調査を行うというところまではできておりませんでした。

したがって、毎日の災害対策本会議等で必要な数を挙げてもらったり、あるいはう

ちの防災担当者から直接担当課への連絡を行うなどしながら、調査結果をまとめていた。
そしてそれを報告していたというのが現状であります。

○2番（森田優二君） いろいろ言いたくないんですけども、せっかくこのような、これは平成27年版ですけども、防災計画、この中に今のはあるんですけども、こういうのがあるのに活用ができてないというのも、私から言わせてもらうならば、いかなものかなと思います。

それと、私もちょっと、あれは何日だったか、2階の本部のところに行ってみましたけれども、結局は、苦情の電話が結構あるんです。その苦情受付の段取りが悪くて、誰が確認しに行ったのか、またそこを誰が確認しに行っただうなったのか、それをきちんと書いてなかったというのが現状で、そのようなかなり電話があっていたように思います。

その中でも、そういった受け付けなどを簡単に書いて、どこかに貼っていてそれを確認するという作業もできたと思うんですよ。あの状態で何もできなかったというのではなくて、あの状態だからこそ、こういったチェックリストが使えるようなチェックリストを今後考えてほしいと思います。そこらあたり、どうですか。

○総務課長（吉本敏治君） 昨年の熊本地震発災直後におきましては、ホワイトボードを3台ほど設置しまして、情報の収集に進めておったわけですけども、その中で確実に情報が、どこから、誰から、いろいろ・・・いちいちをしっかりと聞いてくれと。そして、場合によっては、同じ被災箇所について複数の方から連絡が来る場合がございますので、どこからの、どこでの情報かということは、重複してはいないかということを確認するためには、そのように措置をとっていたということでありまして、できるだけ重複した情報とならないような格好、それから時系列に並べての情報、それから種類別の、御船町の場合でいきますと、総務課が対応している部分、あるいは建設課が対応すべき部分、農業振興課が対応する部分と、そうやって幾つもの被害の状況を取りまとめる必要がありますので、そういった仕分けをしながら情報を収集しておりました。

確かにこの中でのチェックリストというのはなかなか使用されることはありませんでしたけれども、状況としてはそういう状況でした。

○2番（森田優二君） 状況はわかっておりますけれども、横の連絡というか、そういうのにはなかなかできていなかったというのが、私のちょうど行ったときの思いです。そういったことも考えていただきたいと思います。

次に、防災行政無線について。平成24年3月の総合計画で防災行政無線の計画が出ております。山本前町長は県にも光ファイバーで代用するような話をされていたと聞いております。代用できるのか、できないのか。

○総務課長（吉本敏治君） 光ファイバーを用いた対応ができたのかということですが、この光ファイバーにつきましては、地域情報通信基盤整備推進交付金事業と、この交付金を使って整備したものでありまして、この交付金そのものは、平成21年7月30日から施行されております。この中には、附則の中でなんですけれども、この事業につきましては、いわゆるブロードバンドゼロ地域、ブロードバンドが利用できない世帯の存在する地域、そしてまたブロードバンドゼロ地域の解消に資する事業に限ってありまして、その中では、ブロードバンドゼロ地域を解消するための交付金ということで、それ以外に使ってしまいますと目的外の使用ということになるかと思っています。これについては、そういうことだったと思います。

○2番（森田優二君） 回答はできるかできないか明確に答えてもらった方がいいです。

この事業は、平成27年度で終了とわかっていたはずですが、県から最終確認をされていると、それでもこの防災行政無線計画は実行されなかった。総合計画の、安心・安全な町、災害に強い町づくりに、防災行政無線よりも必要な事業、先ほど町長の答弁にもちょっとあったと思うんですけど、これに代わる事業です、どのような事業と判断されたのかをお聞きしたいんです。

○総務課長（吉本敏治君） どのような事業となかなか特定するのは難しいと思っておるんですけれども、先ほど町長が答弁しましたように、この防災行政無線については相当前から総合計画には出てきておりますけれども、結果的には20数年間その実現ができなかったと考えておりますので、その20数年間の中で、町としてのいろいろな事業が行われております。その都度その都度、どれと比較してということとはなかなかできないと思いますけれども、先ほど町長が答弁しましたような意識が、行政にも住民にもあったんじゃないかなという認識をしているところです。

○2番（森田優二君） 初めからのあれは答えてもらわなくていい。私が聞いたところを答えてもらおうといいですから。

国の事業が終了するとわかっている、ほかの事業優先だったと言えらると思います。当時の議会もそれに賛成したということでもいいのかをお尋ねします。

○総務課長（吉本敏治君） データ的にはそういうことだろうと思います。ただ、防災行政無線の整備そのものが、議案としても出されなかった、予算としても提示されなかったということだろうと認識しています。

○2番（森田優二君） 藤木町長は、町長になった当時から、この防災行政無線については総務省に何度となくお願いに行かれたと思いますが、去年の地震で国も考えてくれて、事業の延長を決定されたということになると思います。その結果、9月に入札が上がっていますが、町の負担は大体何割ぐらい、幾らぐらいになりますか。

○総務課長（吉本敏治君） 全体の金額に対する町の負担、いわゆる初期投資の部分です。初期投資で行う全体の金額に対する町の負担というのは、当年度の交付税措置も考慮に入れますと、約3割程度が本来の町の負担となろうかと思っています。

○2番（森田優二君） 早い話が平成28年度終了しております結果、この地震がなければ、まあ今回普通ならば全額負担ということになります。そういったところをちょっと言いたかったんですけれども。

今回、防災行政無線計画が進めば、9月に入札があっていると思います。この御船の行政無線の一番の特徴はどういうことですか。簡単でいいです。

○総務課長（吉本敏治君） では、10日に議案を提出しております内容になりますけれども、今回仮契約を結んでおります相手方が、技術提案を色々としているわけなんですけれども、まずは、操作は非常に簡単になっていると、防災行政無線の操作は簡単になっていると。なおかつ、音声、文字、メール、スマホ等で、いろんな情報を同時に、1つの操作で同時に流せるというのが特徴かと思っています。

また、聞く側としましては、障がい者の方にも考慮しまして、戸別受信機等も付けることとしております。そういった文字データによる放送もできるということです。それから、サイレンとスピーカーと、いろんな方向でやっていくということでございます。

○2番（森田優二君） はい、わかりました。また詳しいことは後で伺えると思います。

次に、消防団員についてです。消防団の体制については特に問題はなかった。連絡等の携帯等もありますので、そちらでできたということをお聞きしました。あとは災害に必要な機材等、このあたりは問題ではなかったんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 全く問題がなかったわけではないと思っております。このたび熊本地震では、今城地区のほうには人員救助に出向いておりますけれども、その場で使える

チェンソーだとかジャッキ、こういったものを持っておりませんでしたので、なかなか直接的な救助の方法がなかったと感じております。そういったことから、今後こういったものを資機材としての整備も進めていかなければと感じているところです。

○2番（森田優二君） 今、答えられましたので、平成26年2月から大きく消防法が変わっておりますが、その中身です、装備の基準あたりも変わっております。今の話で、御船町はまだ進んでないということがわかりました。

次、小型ポンプについてですけれども、火災現場で特に連結したときに、何台か故障している話を聞いております。その原因は確認できておりますか。

○総務課長（吉本敏治君） 小型ポンプの故障の件ですけれども、確かに連結がうまくいかなかったかということもあっております。その原因を確認をしましたところ、単純なミスであったということがわかりました。今の小型ポンプには、オーバーヒートを防止するための装置が付いておりますけれども、そのスイッチがオフになっていたと。入っていなかったというのが一番の大きな原因という報告を受けております。

○2番（森田優二君） 小型ポンプは、ほとんどが、今の小型ポンプは操法大会用のポンプと聞いております。火災現場で故障するような問題になると、いろいろと問題が出てくるかと思います。消防団は操法大会に勝つための消防ではありません。やはりそこらあたりを考えながら、例えば、操法用のポンプを町で3台ぐらい管理するとか、いろんなやり方があると思います。そして、本来の、現場で故障が起きないような、従来のポンプに買い換えていく考えとか、そういうのはないんですか。

○総務課長（吉本敏治君） その点につきましては、消防団との意思の疎通を図りながら考えていきたいと思ひますし、またメーカー等とも、その辺の機能性についても十分話を聞いていきたいと思ひます。ただ、今使っているものについて何か通常のものとは相違があるかという、そういうわけではないとは考えております。

○2番（森田優二君） 課長、それはもう1回確認をしておくほうがいいと思ひます。

次、法の改正に伴い、救助、資機材搭載型操法ポンプ自動車、これが無償貸付制度があるように伺っております。どのような自動車か、また御船町は応募してあるのか。

○総務課長（吉本敏治君） そのことにつきまして、昨年度も本年度も、いまだ要望はしていません。今後は、その内容を確認しながら、要望できるものは要望していきたいと思ひております。

○2番（森田優二君） 実は、一応パネルに出してきました。こういった積載車なんですけれども、もう全体の、雨が降るからカバーしながら、中にはポンプだけではなくて、いろんな、さっきから話が出ているいろんな資機材が積み込んである車ですけれども、やっぱり国がこういった車の貸し出しをしますということであれば、できるだけ早くこれに応募しながら、借りるのも1つの手ではないかと思います。

やはり現場の話を聞くと、特に豪雨あたりのときは、チェーンソーあたりは家から持ってきて対応している状態です。もう先ほどから申しますように、この車だったら全部装備してありますので、役場に1台あれば、何かあったときにはこの車が、特に職員が誰かおられますので、1台行くだけでも初期的なあれができると思います。そういったところで、ぜひとも思うんですけれども、そこらあたり、課長どがんですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは要望して借り入れるという格好になると思いますけれど、平成29年度、今年度に、今後要望していきたいと。できれば平坦地と山間地区、1台ずつぐらい要望を行っていきたいと考えております。

○2番（森田優二君） 次に、団員の確保と活動の活性化についてです。私の頃は約20年前、800人いました。今は大体400人です。約半分になっていますけれども、そこらあたりの対策というのはどういうふうにされておりますか。

○総務課長（吉本敏治君） 団員の減少の問題、全国的な傾向と聞いております。御船町でも団員が減少していたわけでありまして、近年になって若干名、数名程度が増加している傾向がありまして、今は条例でそこは450名としているところですが、今実団員が424名です。今後は町長の答弁にもありましたように、学生の団員ですとか女性の団員、こういった人たちの加入についても促進を行っていききたいと思います。

具体的には、平成音楽大学等の関連になりますので、そういったところとも協議を行えばと考えています。

○2番（森田優二君） 団員の処遇改善についてですけれども、手当等は私の頃とほとんど変わっておりません。また出動手当は平成19年から26年までは年間1人1,000円の会員分だったと聞いております。そこらあたり、私たちの頃は1回出動して1,800円ぐらいの出動手当が出ておりました。こういう時期があったときに、団長とか団員からの苦情はなかったのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 消防団の手当や出動の手当です。報酬や手当ですけれども、そう

いったものについては、合併ができなかった際に、いわゆる行財政改革の中で、やり方を変えたというのもあったと思います。その中で、その当時、消防団員から直接的な苦情があったのかどうか、私も知り得ておりませんが、今後はたしか、おっしゃるとおり、御船町が1万1,800円で県の平均が大体2万3,000円ぐらいだったと思います。それからすると、少しちょっと低いのかなという気はしておりますので、先ほどの町長の答弁にもありましたように、今後消防団員との、消防団幹部も含めて、意見交換等を行っていききたいとは思っています。

すぐに報酬化に反映させるということはなかなか無理なこともあるかもしれませんが、十分話し合いは行っていききたいと思っています。

○2番（森田優二君） 今、そういった話が出ましたけれども、県の平均が手当の場合は、大体2万2,000円～2万3,000円ぐらいです。御船町というよりも、上益城自体を考えて1万5,000円～1万6,000円、かなり低い金額になっております。また出動手当も国の指針から見ると半分にも満たないというのが今の出動手当の金額です。今後検討していくという話も出ましたので、ある程度検討されるようお願いしたい。

また、ある団員と話をしたんですけれども、その団員はかなり年数長くおっているけど、やっぱり後が入らないから辞められないと。また、いざというときは仕事を休んで出勤しなければならないと。出動手当は御船は今2,000円ですけれども、その半分でも、個人にももらえる場合にはもう少し消防活動が楽しくなるんじゃないかなという、そういう話を聞いております。それは、団員全員の方が思っていることではないだろうかと考えておりますけれども、やっぱり団員たちの思いあたりを聞きながら、いろんなことをやっていくのが必要だと思いますけれども、そこらあたりの対応はどういうふうに考えますか。

○総務課長（吉本敏治君） 今、消防団との意見交換等につきましては、毎月分団長会議と幹部会議を行っております。その中で、いろんな班の各分団の班の状況も伺いするときもあります。そういったものを利用しながら、少しでも消防団員の考え方そのものを、吸収できる部分があれば吸収をしていきたいと。今後のそういった活動は会議等を通じながら、情報の収集には努めていきたいと思っています。

○2番（森田優二君） 自治体消防団でありますので、そこらあたりはぜひとも考えてやってほしいと思います。また、今度の法の改正です、いろんなあれが出ているんですけど、その中で、ここに書いてあるように、特に個人というか、団員にいろんなものを用意して

くださいというのが出ております。特に、今まで長靴だったのが反長靴。これは私も現場に行った場合、どうしても反長靴は必要だと思います。これは安全靴なんです、反長靴というのは。長靴は釘でも踏んだら破れますけれども、安全靴はそれがないということで、そういったものに、国はそういうふうに出しているんだから、町も早くこれをしてほしいと思いますけれども、予算的な面もあります。そこらあたりはどうですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今消防団に対する装備につきましては、今年度まずは手袋です。

この手袋といいますのが、切れにくい手袋、それからすりむけにくい手袋、これを宝くじ助成金を利用して購入する予定としております。今おっしゃったように、今幹部が使っております反長靴、安全靴です。こういったものにつきましてもそういった補助制度を利用しながら、助成制度を利用しながら、全団員に行き届くように、まずは消防団員の安全を確保するという、こういったものについては、いろんなものを利用しながら進めていきたいと思っているところです。

○2番（森田優二君） 次に、中原団地についてですけれども、大規模盛土関係は町長の答弁で大体理解できました。工事の完了は平成30年8月頃ということで理解していいのですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

大体、先ほど町長からありましたけれども、平成28年度の繰越分の事業については、平成30年3月までに事業を終えるということで、事業を進めてまいります。それから平成29年度の事業については、今議員からもありましたように、平成30年の7月あるいは8月頃に工事を終了するという、事業を進めていくことにしております。

○2番（森田優二君） 住宅部分ですけれども、長期避難されている方の、今の契約はそのままの契約ということでいいんですか。何か解約されたような話も聞いているんですけども。

○建設課長（松岡秀明君） このことにつきましては、昨年4月24日に長期避難の指示ということで県の認定を受けて指示をしているところでありますけれども、その時点においては、状況としては非常に混乱をした状況の中で、復旧についてのめどというのが、全くこの方向性も生み出せないような状況でした。という中で、まずは入居されておられた方々については、中原団地の入居自体を退去していただくという手続きをとっていただきました。ただ、入居自体を解約して、明け渡しをしていただくという手続きはされておられませんので、それについては現在も継続をしている状況であります。

○2番（森田優二君） ちょっと個人的に団地に入っている方に電話して、内部のことで聞いたんですけども、どうもそこらあたり、向こうを利用されている方のあれはちょっと違うような感じを受けております。いくなれば、説明会あたりで説明をせんとわからないことじゃないかと思います。今までのあれでは、説明会は何回されましたか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

昨年、5月1日と5月29日、この2回、昨年説明会を実施しております。

○2番（森田優二君） みんな寄ってから説明会はあつてないような話をちょっと聞いたものですから、きちんと説明会をするようにしてください。

それと、今日質問するということで、課長と一緒に、今の現状を見てきました。これが、入ってすぐの左側です。ここは解体でしょう。すると、次が、これが真ん中のRCの部分と思います。これも解体ですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

最初にお見せいただいたものについては解体ということで計画をしております。また今お見せいただいておりますRCの部分については、解体ということではなくて、災害復旧での対応をすることとなっております。

○2番（森田優二君） ここもかなり基礎の部分が傷んでおりました。そういったことも含めて、私も心配をしているところです。

それと、もう1枚あります。これは、一番最後のほうに建てられたRCの部分です。これはいいんですけども、初めの写真のパネルにもあったんですけども、ごみがかなりあるんですね。やっぱりいくら長期避難箇所といっても、管理としてこういったところは町でどうにかしとかんと、問題になるのではないかと見てきました。

それと、入ってから右側、がけがくえております。ここは、どういうふうに計画をされているのですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

右側の法面の崩落については、県営事業によります災害関連がけ地崩落対策事業だったですか、での県営事業での対応をすることになっております。これについても、たしか県の事業として繰越事業ということですので、平成30年3月までの事業期間ということになっておるかと思います。

○2番（森田優二君） 結局、何でこれを聞くかというのは、先ほど申しましたとおり、説明

会があったんですけれども、なかなかその説明が説明になっていないというのが、そういったところから質問をしました。今でも、今のような話は全然出ておりません。右側の斜面は全然出ておりません。住民からしても、長期避難指示を出したということだけしか話を聞いておりません。やっぱり、特別委員会あたりで、そういう機会を議会としても作っておりますので、そこらあたりは現状ということで、きちんと話をしてほしい。

また、こういった中の様子も、入れないということで、皆さん誰も行っておりません。たまたま私が質問するということで、写真を撮ってきて、もうちょっとひどい写真を出そうかと思ったんですけれども、そこまではしていない。ただ建物に関する写真だけを今回出しました。そこらあたりきちんと説明してもらわないと見えませんし。

中原団地の最後になりますけれども、今後の計画です。大型計画は先ほど出しましたけれども、今後の説明会、また入居されている方の今後については、どういうふうになっていくかの、そういった計画を立てているのか、またどういうふうになっているのか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えいたします。

今後の、近くになっておりますけれども、9月26日に、改めて中原団地の入居者の方々に対して、関係する方々に対して、説明会を実施する計画で今進めております。その中で、今日質問があったようなことについても当然入居者の方々にお示しをしながら御理解をいただきたいというところで考えているところであります。

今後においての中原団地についてでありますけれども、中原団地につきましては、本町の町営住宅の中でも、最も新しい町営住宅、公営住宅であります。そういうことで、町の町営住宅の中核的施設ということで、町としても認識をしております。そういうことで、今後においても、災害復旧等を行った上で、適切な維持管理を進めて、先ほどから上がっておりますように、住宅に困窮される方々への施設として十分な活用をしていきたいと考えているところであります。

○2番（森田優二君） もう1つ、先ほど70世帯が大体元に戻りたいと言われましたが、これはいつ調査したのですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これは、去年の、もうちょっと日数が経ちますけれども、10月以降だったと思います。そういう中で、意向調査をした結果がそういった結果だったということであります。

○2番（森田優二君） 今の話は、最近電話がかかってきたという話でしたので、そこらあた

りからの数字かと思ったら、昨年のお話ですね。はい、わかりました。

職員は不足しておりますが、こういった計画の早期な避難を、こういったことをし、そして町民の皆さんが安心して暮らせる御船町に向け、早期復旧・復興をお願いし、質問を終わります。

○議長（田端幸治君） お諮りします。午後１時10分まで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） それでは、午後１時10分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後０時１０分 休 憩

午後１時１０分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の一般質問に対しまして、松岡建設課長より訂正の申し出がっておりますので、許可をいたします。

○建設課長（松岡秀明君） 午前中の森田議員の一般質問の中で、中原団地の入居者の方たちの団地への戻りたいというか、そういった意向調査についての調査時期について、訂正をさせていただきます。

まず、午前中申し上げましたように、最初の段階での意向調査というのは、昨年の10月以降に実施をしております。そして、その後、中原団地の建屋の部分の災害復旧について、詳細な設計をする段階に入るときに、改めて入居者の方々の意向調査ということで、これは電話での問い合わせをそれぞれにさせていただいた経緯があります。その中で把握できたのが70世帯程度の方が帰りたいという意向を持っておられるということの確認をしたところであります。それが１点になります。

それからもう１点、団地内に入って右側の法面の崩落の対策事業なんですけれども、これについては県営事業ということで、先ほど申し上げましたが、事業名がはっきりしたことのお答えが、私がお答えができませんでしたので、その事業名についてお答えをさせていただきます。

これは、県営事業でありまして、事業名が、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業という

事業になります。これで、法面の災害復旧を行うということになります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第2、報告第8号、「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） お尋ねします。5ページです。

実質の公債比率が平成27年度は6.5%です。それから、5.9%と0.6%改善されています。理由は説明のときに幾つか言われました、負担金の減だとか。もう一度説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今議員がおっしゃったように、今回6.5から5.9%に向上しております。まず、この実質公債比率です、これは過去3年間、平成28年度でしたら、26年度、27年度、28年度の単年度の実質公債比率、これの平均値となります。平成27年度は、25年度、26年度、27年度の3年間の平均値ということになります。この平均値の差ということになります。実際、平成28年度の実質公債比率に関しましては、まず、緊急経済対策事業がっております。その分の起債に伴います交付税措置が出てきたということが1つ、約2,000万円ぐらい公債費に算入されたということが1つの理由です。

それと、上益城消防組合、これの地方債に充てたと認められる負担金の減です。地方債も交付税措置が入ってきますので、その分が、それと、宝くじ助成金が上益城消防署に来ましたものですから、その分は公債費に充てたと、充当されたと。それで負担金は下がったというのが大きな理由の1つになります。

一応、それくらいが大きな理由となると思います。

○4番（中城峯英君） 3年間の各平均ということですが、計算式がありますけれども、まだ平成28年の町債の増加は、影響は当然ありませんが、緊急経済対策あたりの元利償還とか、これが出てきますので、今後いつ頃からその影響が出てくるのか、お願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回、熊本地震に関しまして、非常に多額の起債の借り入れだと思います。その分の、試算してみますと、大体平成32年度に元利償還金のピークを迎えるということになってき

ますので、そのあたりが大きな影響があると思いますけれども、ただ災害公営住宅、災害に借り入れます負債は交付税措置がほとんどでありますので、その分、来年からは若干、この実質公債比率、この分上がってくると思います。

○4番（中城峯英君） はい、わかりました。

先日の新聞で御覧になったと思いますけれども、益城町の、今後資金不足が発生するという報道がありましたけれども、当然どこの自治体も資金不足が発生するということですけれども、次に、将来負担比率は平成27年度93.9%から28年度107.9%と、これは当然悪化しております。地方債が、単年度のところは平成28年度は増加していますよね。地方債の平成28年度の期末残高は、これで幾らになったのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

平成28年度末の地方債残高は、102億9,896万4,000円ということになります。

○4番（中城峯英君） 意外と残高を気にされておられないようですけれども、町民の人はみんな「今借入金が幾らあるとや」というのが、非常に关心大きいんです。こういった決算も、補正でも、当期の部分しか上がってこんじゃないですか。ただ、前からあったのかと、これを引いた残りが平成27年度の残高なのでは。だから、そこら辺のところは、私は以前からよく質問していますけれども、すぐにパッと出てこんのかなという気がします。まあ、いいんですが。

それで、こういった地方債の増加が今後、今も影響していますけれども、将来比率に影響しておりますけれども、それは災害復旧で交付税措置があるということで、現在はやむを得ない措置ですけれども、今後、この地方債を減らす、いわゆる財政の健全化にどのようなことを取り組まれるのか。

これは、町長にお尋ねします。どのように、地方債を減らすための取り組みを、財政健全化に向けた取り組みをされるのか、お尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回、この起債の残高がありましたのは、どうしても熊本地震関係の分の借り入れが大きな影響を受けたと思います。今後、今までは、地震のある前までは元金の返済額以下に必ず起債の借り入れを押さえておりました。それによって起債の残高が毎年若干右肩下がりに下がってきたところなんですけれども、今回熊本地震がありまして、どうしても起債の借り入れが必要ということで、これだけの借り入れを行いましたけれど、それに関しては



交付税措置があるということで、どうしようもないという部分はあったと思います。

今後、この起債の残高をどうやって減らすかということに関しましては、歳出の削減も必要なんですけれども、歳入の削減も確保が必ず必要かなというところで今考えております。今後、事業の精査をいたしまして、なるべく起債の借り入れを、起債の充当率、交付税の充当率の比、起債を借り入れまして、そちらで対応していきたいと考えています。

○町長（藤木正幸君） 私の考えということですので、復興計画を私たちは立てました。その中において、復旧期を4年間、復興期を4年間、8年間で元の御船町に戻し、創造的な復興へ一歩近付けるということを誓ったわけであります。今後の4年間、災害後4年間、この復旧期につきましては起債も仕方ないだろうという思いです。しかしながら、後の4年間において、やはり創造的な復興の中においても、財政を建て直すということもできくと思います。その中には、今課長から説明がありました。減らすだけではなくて、増やすほうにも、歳入を増やす手立てを今後私は考えていきたいと考えております。

○4番（中城峯英君） 歳出を減らすというのは、これはしかしなかなか減らせませんね、復旧をする。歳入を減らすというのは、ちょっと理解に苦しむんですけれども、地方債は減らさないかんけれども、交付税は取るように努力をしないと、収支が合わんじゃないんですかね。その辺が理解できないんですが。

○企画財政課長（坂本幸喜君） すみません、私間違えました。歳入を増やす確保をしていきたいと。

○4番（中城峯英君） 歳入を増やすでしょう。わかりました。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、すみません。

○4番（中城峯英君） いずれにしても、これからやっぱりこれは、執行部だけではなくて、議会も一緒になって、そういうこともありまして、田端議長を筆頭に、先日陳情に行ってきました。財政局長ともお会いして、私たちにも本当に真摯に耳を傾けてくれましたので、そういった努力も、議会としてはやっていきたいと、田端議長を先頭にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（田端幸治君） 日程第3、承認第1号、「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は承認することに決定をしました。

次に、平成28年度御船町一般会計、特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算審査に係る監査委員の報告を求めます。

山下代表監査委員。

○監査委員（山下誠雄君） ただ今議長から決算審査に係る報告を求められましたので、平成28年度御船町各会計の決算審査に係る御報告を申し上げます。

町長から、平成29年6月6日付けで、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成28年度御船町水道事業会計決算についての審査を監査委員に付されましたので、平成29年6月14日に審査を行いました。

また、平成29年7月25日付けで、地方自治法第233条第2項の規定により、平成28年度御船町一般会計及び特別会計歳入歳出決算についての審査を付されましたので、平成29年7月26日から同年8月9日まで審査を行いました。

審査の結果、各会計とも決算関係調書、書類においては、関係諸法令及び諸条例に依拠して調整されており、係数は正確で、予算の執行はおおむね適正な処理がなされておりました。

なお、決算審査の内容につきましては、お手元に配布しております決算審査意見書にて

御確認いただきますようお願いいたします。

平成29年9月19日、御船町監査委員、山下誠雄、同じく、沖徹信。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 認定第1号 平成28年度御船町一般会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第4、認定第1号、「平成28年度御船町一般会計歳入歳出決算について」を議題とします。

一般会計の歳入について、1款、町税から13款、使用料及び手数料までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、お手元に決算書があると思いますので、説明をしてみたいと思います。概要につきましては、先般の町長の説明、それから私からの説明もいたしましたので、除かせていただきます。各款・項・目をもとに、右側の備考欄について、主な事業内容それからポイントなどを説明してまいります。

まず、歳入の町税から、税務課長から説明をいたします。

○税務課長（宮崎 靖君） それでは、決算書で御説明を申し上げます。18ページをお願いいたします。

1款、町税。1項、町民税。1目、個人、収入済額4億5,283万2,081円。2目、法人、収入済額6,751万2,600円。

2項、1目、固定資産税、収入済額6億5,276万3,697円。2目、国有資産等所在市町村交付金及び納付金、収入済額379万8,900円。

3項、1目、軽自動車税、収入済額5,903万2,176円。

20ページをお願いいたします。4項、1目、市町村たばこ税、収入済額1億1,793万9,597円。

5項、1目、入湯税、収入済額156万5,760円。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 続きまして、2款、地方譲与税です。これはいったん国が国税として徴収したものを、後で一定の割合で市町村に譲与するものであります。1項、地方揮発油譲与税。1目、地方揮発油譲与税2,306万2,000円。2項、自動車重量譲与税。1目、自動車重量譲与税5,589万5,000円。

3款、利子割交付金。預金利子に対する利子に課税されるもので、それを返納されたも

のを一定の割合で県が市町村に交付するものです。1項、利子割交付金。次のページをお願いします。1目、利子割交付金132万5,000円。

4款、配当割交付金。株式の配当所得について、市町村の県民税の額に応じて按分して自治体に交付するというものです。1項、配当割交付金。1目、配当割交付金306万3,000円。

5款、株式等譲渡所得割交付金。これは配当割と同じように、株式の譲渡所得について、一定の割合で市町村に按分交付するものです。1項、株式等譲渡所得割交付金。1目、株式等譲渡所得割交付金223万5,000円。

6款、地方消費税交付金。地方消費税の半分を国勢調査の人口、それから事務所統計の事業者数に応じて按分されるものです。1項、地方消費税交付金。1目、地方消費税交付金2億8,701万6,000円。

7款、ゴルフ場利用税交付金。1項、ゴルフ場利用税交付金。1目、ゴルフ場利用税交付金1,065万3,985円。

次のページになります。8款、自動車取得税交付金。県に納入されました自動車取得税に係る配分金を道路延長、それから道路面積で按分して交付されるものであります。1項、自動車取得税交付金。1目、自動車取得税交付金1,333万1,000円です。

9款、地方特例交付金。これは、住宅ローン減税に伴い、所得税から還付が発生します。所得税で引き切れなかった分は地方税や町民税から引くことになります。その分、地方税は減収となりますので、国からこれに対して補填されるというものです。1項、地方特例交付金。1目、地方特例交付金898万5,000円。

10款、地方交付税。これは、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される普通交付税と、基準財政需要額に反映することができなかった具体的な事情を考慮して交付される特別交付税となります。1項、地方交付税。1目、地方交付税。普通交付税と特別交付税を合わせまして33億5,314万1,000円です。

11款、交通安全対策特別交付金。1項、交通安全対策特別交付金。1目、交通安全対策特別交付金121万7,000円。

次のページになります。12款、分担金及び負担金。1項、分担金。1目、農林水産業費分担金。これは、農地等災害復旧費分担金4万7,184円です。3目、総務費分担金、収入印紙等の売りさばき分担金205万5,000円です。

2 項、分担金。1 目、民生費分担金9,870万2,896円です。主なものは、公立保育園利用料3,615万6,070円、私立保育園利用料3,988万9,450円、老人ホーム入所自己負担金1,153万3,513円です。次のページになります。3 目、農林水産業費負担金463万6,300円。これは天君ダム管理負担金になります。4 目、教育費負担金56万3,040円。小中学校における独立行政法人、日本スポーツ振興センター負担金となります。

次に、13款、使用料及び手数料。1 項、使用料。3 目、商工使用料11万650円です。次のページになります。4 目、土木使用料4,739万4,470円。町営住宅の家賃などになります。5 目、教育使用料1,590万4,005円です。恐竜博物館観覧料や小中学校体育館使用料等になります。6 目、農林水産使用料 4 万1,870円。広域農道の使用料となります。

2 項、手数料。1 目、総務手数料1,360万9,111円です。次のページになります。2 目、衛生手数料54万3,200円です。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。1 款、町税から13款、使用料及び手数料までについて、質疑はありませんか。

○5 番（福永 啓君） 3 点ほど質問いたします。18ページから19ページです。町税です。町税は1 億円を超える落ち込みとなっています。ほとんどは減免によって落ち込みなのかなと思うんですが、その分、減免で落ち込んでいる分は幾らになりますか。また、今回減免等で控除した分については、国や県から補填措置や何らかの交付税措置は、その中の何のようなものがあつたのでしょうか。

○税務課長（宮崎 靖君） お答えします。

まず、町県民税です。町民税の個人という減免課税分があります。そこで、落ち込み分が8,114万2,000円ほどありました。それから固定資産税の1 目、固定資産の1 節の減免課税分につきましては4,162万円ほどありました。また、19ページと20ページの軽自動車税で7 万1,400円の減免という形になりました。そのほか、この補填はあっていますが、減少分については企画財政課長からお答えします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、国・県からの補助金はありません。減収分につきましてはありません。ただ、災害対策基本法の102条について、これは起債の特例ということになります。今回の熊本地震は激甚災害に指定されたこともありまして、地方税の減免を行う場合は、歳入欠かん債の対象となるということになります。決算書の67ページになります。1 億4,700万円の災害欠

かん債を借り入れております。このうち、81.5%につきまして、交付税措置として措置されることになります。

○5番（福永 啓君）　すると、交付税措置は単県交付ですか、それとも特別交付税のルール分、認める部分どちらですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　その分はルール分です。

○5番（福永 啓君）　そして、特別交付税。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　普通交付税です。普通交付税のルール分ということになります。公債ということになります。

○5番（福永 啓君）　そうしましたら、算定根拠に入ることですね。わかりました。

続きまして、26から27ページ。これは負担金歳入、2,400万円ほど減少しているんです。ほとんどが保育園の利用料減免による分だと思いますが、減少分の国や県からのある程度の補填のうち、何かそういうルール等はあったのでしょうか。

○こども未来課長（野口壮一君）　お答えします。

昨年度、平成27年度と保育料の比較をしますと、2,400万円ほどの差額が出ております。熊本地震により、家屋調査等で罹災判定の出た半壊以上の世帯について、保育料の減免を行っております。さらに、平成28年4月に限って、一部損壊それから被害のなかった世帯については、平成28年4月の保育料に限っては、保育料の2分の1、半額を減免しています。そういうものがあって、比較すれば2,400万円ほど減少が起きているということです。

国にかかわる補填等は、先ほども説明がありましたけれども、国からの補助が出ております。決算書の37ページになります。子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金1,902万2,000円。こちらが国からの補填になっています。

○5番（福永 啓君）　続きまして、28から31ページ、使用料及び手数料です。これは、昨年に比べて4,500万円ほど落ち込んでいます。主な要因は、町営住宅の家賃等が3,300万円のマイナス、カルチャーセンターの使用料が600万円強のマイナス、恐竜博物館の観覧料が約600万円のマイナスとなっています。これらの原因については、何か国からの交付の補填措置とか、何かそういう制度はあったのですか。

○社会教育課長（宮川一幸君）　まず、社会教育の使用料について御説明いたします。

カルチャーセンターの使用につきましては、4月14日までの収入という形で、今議員が言われましたように、昨年よりも約600万円程度減少していきまして、博物館につきましても

7月20日より営業を開始しましたが、特別展等も開催しておりませんので、平成27年度は約2,000万円ぐらいあったのが1,400万円ぐらいの形で600万円減少しております。

社会体育施設の使用料につきましては、7月5日から会館等を貸し出しまして、前年よりも少し減ったぐらいで、一応105万円ぐらいの収入があっているという状態です。

国からの補填なんですけど、それについてはありません。

○建設課長（松岡秀明君） 町営住宅の使用料の減収についてでありますけれども、これは先ほどというか、午前中一般質問にもありましたけれども、中原団地の長期避難に伴います使用料の減収、それが主な原因になっております。これについての、国からの何らかの措置というのはあっておりませんし、該当する事業もありません。

○5番（福永 啓君） そうしますと、町税と負担金です。この部分での8割程度が交付税の措置であったということで、2割程度は丸々町の純粋な借金という形になる。あと地震によってどうしても、町営住宅を閉じなければいけない、当たり前のことですが、カルチャーセンターも閉めなければいけないのでお金が減りますね。恐竜博物館等も閉めなければいけないからお金が減りますね。人は雇い続けなければいけません。そういった経費は丸々町の一般会計でもたなければならないということになるのですか、そのとおり、そういうことなのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） この分に関しましては、通常電気料とかほかの光熱費は必要だと思いますけれども、その分に関しましては、もう丸々一般財源で今のところはもつことになっております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） 18ページです。町税の不納欠損額は1,009万円と、前年度と比較しますと416万円増加しています。この理由をお尋ねします。

○税務課長（宮崎 靖君） これにつきましては、地方税法にあります不納欠損、5年過ぎましたら落とすと。それから、執行停止です。今現在執行停止部分で落としているものが主なものでありまして、法的に無財産、それから預貯金がないとか、そういう方につきましては、そうした執行停止をかけて落としているものでありまして、これにつきましては、昨年も一昨年も、毎年少しずつ増えてきているのが現状であります。県からの指導についても、こういった法に基づいた不納欠損をするように指導をいただいておりますので、そういった関係で増えてきているものと思われます。

○4番（中城峯英君） 決算書に計上してあるわけですから、そういうのは会計検査院が最終的にチェックするわけですか。欠損に落としていいですよということは。

○税務課長（宮崎 靖君） これにつきましては、会計検査院とかそういう国・県はないんですけれども、監査委員の決算審査、そういう形に基づいて報告しながら、決裁を回して落としているものであります。

○4番（中城峯英君） 町の監査委員で、「もうこれは取れませんね」という判断でよろしいんですか。

○税務課長（宮崎 靖君） 決裁につきましては、町長決裁までもらって、法的な手続きを踏んで不納欠損をしているものです。監査委員については、この報告をしているものです。

○4番（中城峯英君） そうですか。それではそういう決まりになっているならそれでいいんですけれども。

例えば、私ども民間の会社は3年間ぐらい回収努力をして、そして、その回収努力の証明をずっと付けて、そして現在では税務署が認めたのでないと欠損証明はできないんです。だから、その点では、公の金を預かっているのに、本当甘いなという気が今しております。それはいいです、そういう決まりになっておれば。

それと、先ほど減免が1.2億円ぐらい固定資産税とか全部で減少していますが、この減免については、交付税の措置はないというお話だったのでしょうか、そこをちょっとお尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

1億円ほど去年は落ちていると思います。そのうち、町民税の個人、そして固定資産税です、これに対しまして交付税措置があると、減少分に対して交付税措置があるということです。起債を借りますので、その分に対しての交付税措置が81%あるということでございます。

○4番（中城峯英君） それでは、1.2億円の減少については、交付税措置はありますということですよ、よろしいですね、はい、わかりました。

それと、24ページに地方交付税が33億5,300万円、平成27年度より7億6,800万円増加しております。逆に、地方債は災害復旧事業債で、平成27年度末より32億円ほど増加して、逆絡みのような状況になっておりますけれども、こういった、先ほど災害復旧の事業債は、これも交付税で措置されますという、さっきお話のようでしたが、これでよろしいですか、

そう理解して。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 熊本地震に係ります事業に対しまして、起債を借り入れた部分に関しましては、通常100%充当の、大体85%から95%程度で交付税措置として、交付税で返ってくるという形になります。

○4番（中城峯英君） 100%というわけではないんですね。では、どうしても町税の残高は残っていくと、増えていくというのが実状なんですね。であればなおさら、やっぱりそういった取り組みをしていただかないかんということです。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） 19ページの4段目です。ここに収入未済額にマイナスが出ております。この説明をお願いします。

○税務課長（宮崎 靖君） これにつきましては、単年度決算という形でマイナスで出ているんですけれども、この中で、国は574万8,783円の収入未済というのが出て、この200万円というのは、まだ平成28年度中に減免された方のお返ししないという形が792万4,489円あります。その数がマイナスで、今回だけの特別な表示ということで、町税から差し引きますと、収入済額は多くなってマイナスという形になり、実際は574万円の収入未済があったという形になります。そして、還付未済が792万円ございまして、これはマイナスという形の表示になっているということでもあります。

○2番（森田優二君） せっかくですから、備考欄の利用の仕方が、そちらを書いてもらっておくほうが良かったと思います。

それと、29ページの下の方ですけど、交流センターの使用料がどこでも下がっているのにここは上がっております。この理由は何ですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 交流センターの使用料につきましては、昨年度地震の関係で、カルチャーセンターの会議室等が使用できませんでした。その関係で、恐竜博物館の2階の体験交流室あたりの開放と、観光交流センターの壁が崩落しておりますので、その壁の修理あたりの補修費用となっています。

○2番（森田優二君） 31ページです。住宅の使用料ですけれども、ここで不納欠損額が全然出てないんですけれども、これはもう不納欠損額は出ないような処理をしていいということですか。要するに集金できているということですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これについては、住宅の使用料ということで、入居されておられる方たちに対して、滞納分については収納に向けての努力をしておるわけですが、昨年度は災害の関係でなかなかその辺の収納率アップにつながるような対応ができなかったということでもあります。これについては、入居をされておられる方たちの、結局滞納をされておる方たちが欠損処分の減額という、欠損という形の行政処分を行うに当たっては、全体的な入居者とのバランスといいますか公平性といいます。そういったものを考慮したところで、収納に向けて努力をしておるということで、欠損というのが上がってきていないということです。

○議長（田端幸治君） 執行部にお願いいたします。質疑に対して簡単明瞭に答弁をお願いいたします。

ほかにありませんか。

○2番（森田優二君） ということは、今の質問だと、要するに普通だったらこれまでの5年ですか、要するに長期延滞者はいないということで理解していいのか。

○建設課長（松岡秀明君） 長期の滞納者はいらっしゃいます。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

続いて、14款、国庫支出金から16款、財産収入までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 32ページをお願いいたします。

14款、国庫支出金。1項、国庫負担金。1目、民生費国庫負担金5億3,526万9,613円です。主なものは、子どものための教育・保育給付費1億5,608万3,302円。障害者自立支援給付費負担金1億4,570万2,023円。児童手当負担金1億9,426万5,665円などです。次のページになります。

3目、災害復旧費国庫負担金3億8,605万6,000円です。主なものは、公共土木施設災害復旧費国庫負担金2億7,474万9,000円。公立学校施設災害復旧事業国庫負担金1億994万7,000円です。同じく、3目、災害復旧費国庫負担金（繰越明許）1,326万3,000円。

2項、国庫補助金。1目、総務費国庫補助金82万2,000円です。これは、税番号制度に係る国庫補助金になります。同じく、1目、総務費国庫補助金（繰越明許）7,264万8,513円です。

次のページを御覧いただきたいと思います。主なものは、地方創生加速化交付金6,372

万2,513円です。2目、民生費国庫補助金1億9,639万5,332円です。主なものは、子ども・子育て支援交付金1,594万5,000円。子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金1,902万2,000円。臨時福祉給付金1億3,272万円となります。同じく、2目、民生費国庫補助金（繰越明許）17万1,000円です。

次のページになります。3目、衛生費国庫補助金16億3,906万4,000円です。主なものは、災害廃棄物処理事業費16億2,715万4,000円となります。

次に、5目、土木費国庫補助金9,261万2,000円。同じく、5目、土木費国庫補助金（繰越明許）183万円です。

次のページをお願いいたします。6目、教育費国庫補助金1億2,838万5,000円。主なものはへき地児童生徒援助費補助金586万3,000円。学校施設環境改善交付金1億1,538万3,000円です。同じく、6目、教育費国庫補助金（繰越明許）377万円です。

次に、3項、委託金。1目、総務費委託金19万5,154円です。2目、民生費委託金441万4,779円です。3目、土木費委託金214万6,394円となります。

次に、42、43ページをお願いいたします。15款、県支出金。1項、県負担金。1目、民生費県負担金3億8,847万8,559円です。主なものは、子どものための教育・保育給付費7,804万1,651円。国民健康保険基盤安定負担金9,211万3,351円。障害者自立支援給付費負担金7,285万1,010円。児童手当負担金4,303万4,665円です。

次に、3目、農林水産業費県負担金205万3,000円。44、45ページをお願いいたします。4目、災害復旧費県負担金8,345万2,480円です。主なものは、災害査定測量設計委託負担金7,582万4,000円です。

2項、県負担金。1目、総務費県負担金1,279万4,000円です。主なものは、熊本地震復興基金交付金1,052万6,000円となります。2目、民生費県補助金9,436万1,586円です。主なものは、地域支え合いセンター補助金3,597万1,777円。46、47ページをお願いいたします。応急仮設住宅維持管理補助金352万1,196円です。

次に、3目、衛生費県補助金645万3,708円です。主なものは、小型合併浄化槽設置補助金495万5,000円となります。4目、農林水産業費県補助金2億4,754万8,803円。主なものは、中山間地域等直接支払交付金4,728万4,997円。48、49ページをお願いいたします。被災者向け経営体育成支援補助金8,739万7,000円。熊本地震被災地施設整備等対策補助金3,526万5,000円。多面的機能支払交付金3,969万6,830円です。

5 目、商工費県補助金29万7,000円。6 目、教育費県補助金456万9,000円です。同じく6 目、教育費県補助金（繰越明許）361万7,000円となります。

次に、7 目、土木費県補助金は事業を繰り越しておりますので、収入済額はありません。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。3 項、委託金。1 目、総務費委託金3,429 万905円です。主なものは、県民税徴収委託金2,333万7,602円、参議院選挙事務委託金889 万4,433円です。2 目、農林水産業費委託金803万5,500円、県営天君ダム委託金となります。4 目、土木費委託金6 万円です。6 目、民生費委託金8 億5,595万4,276円です。これは、災害救助法適用事業委託金となります。

次に、16款、財産収入。1 項、財産運用収入。52、53ページになります。1 目、財産貸付収入139万4,316円です。2 目、利子割配当金81万482円です。各種基金利子となります。

2 項、財産売払収入。1 目、不動産売払収入42万3,010円です。2 目、物品売払収入42 万5,520円となります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。14款、国庫支出金から16款、財産収入までについて、質疑はありませんか。

○3 番（岩永宏介君） 32ページです。14款の国庫支出金のところの、予算現額が56億円余りあるわけです。それから、収入済額が30億円となっていますが、この差がかなりあるわけですが、これは何を意味しますか、というか、まずお答えをお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

予算額に対しまして収入済額が少ないという、今の質問だと思います。[「はい、そうです」と呼ぶ者あり] はい。

まず、この差、ほとんどの差が、災害に伴って事業を繰り越したという、それが大体の大きな要因はそれだと思います。

○3 番（岩永宏介君） そうしましたら、来年度にその事業を延ばしたということで、その予算というのはどんなふうになるわけですか。それは繰り越しということですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） この分は平成29年度に繰越事業として予算化しているという形になります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○5 番（福永 啓君） 34、35ページです。地方創生拠点整備交付金が5,000万円と、地方創生加速化交付金が約6,400万円と、これは地方創生関連予算を財源として行った事業、これは

交付金が入ってきた額ですから、事業総額は幾らの事業費自体、この交付金で幾らの事業をしたのか、ということが1点、お聞きします。

そうして、その差額は必ず出てくると思います。その分、差額分です、それで暫定交付税何人分で、特別交付税が入ってきたのか、そういう収入の内訳がわかればお教えください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私からお答えします。

まず、地方創生加速化交付金事業につきましては、総事業費が6,372万2,513円に対しまして、すべてこれは100%交付金措置で賄われております。次に、地方創生拠点整備交付金事業、これは平成28年度から29年度へ繰り越しを行っております。1億2,331万6,000円の予算計上している状況であります。財源としましては、国庫交付金が4,997万円。起債の借入れが7,070万円です。残りの264万6,000円、これは一般財源を見込んでおります。

そのうち、交付税の算定根拠の算入分、これは4,997万円です。

○5番（福永 啓君） 7,000万円のうちのですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、7,070万円のうちの4,997万円が交付税の算定根拠。そして、その分の2分の1が交付税措置として恒例の御船町の基準財政需要額に参入される分です。50%です。

○5番（福永 啓君） すみません、今わからないところがちょこっとありました。結局、加速化交付金の6,400万円です、これは全部交付金でやりましたと。それはわかりました。そして、整備事業はそのうち5,000万円やりましたと。その事業費が1億2,360万円ですと。そして残り、その残り分のうち、7,000万円ぐらいを借りましたということですね。そうすると、借りたいうちの4,997万円の2分の1、そうすると2,500万円ぐらいですか。2,500万円ぐらいが交付税の算定根拠、その利子及び元利、返却分、それが交付税の算定根拠として将来的に返してあげますよという約束になっていると。特別交付税はないということですね。はい。それでよろしいんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） 53ページですけれども、財産売却収入というのがあります。これは、不動産と物品があるんですけれども、この説明をお願いします。

○総務課長（吉本敏治君） まず、53ページ、土地売払収入の42万3,010円ですけれど、この土地売払収入につきましては、里道部分です、町が管理をしております里道、水路、そのうちの里道について、個人の方から譲ってくださいという申し立てです。そして、それを水路として、あるいは里道として残すことに支障がない部分については、それを売却しているというものであります。これが3件分になります。

それから、同じページの物品売払収入です。これにつきましては、平成28年度中に車両を2台、ハイエースと2トンダンプだったんですけど、その2台を売った合計の金額がこの金額ということになります。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） これで、質疑を終わります。

続いて、17款、寄附金から21款、町債までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 52、53ページをお願いいたします。17款、寄附金。1項、寄附金。1目、一般寄附金1億2,146万4,956円です。一般寄附金、ふるさと納税寄附金になります。54、55ページをお願いいたします。4目、教育費寄附金178万7,105円です。恐竜博物館寄附金となります。

18款、繰入金。1項、特別会計繰入金。1目、特別会計繰入金991万6,000円です。介護保険事業特別会計精算返納金となります。

2項、基金繰入金。1目、財政調整基金繰入金12億6,506万4,000円です。2目、土地開発基金繰入金4,382万5,000円です。4目、地域福祉基金繰入金2,292万3,000円です。10目、ふるさと応援基金繰入金1,312万963円です。

19款、繰越金。1項、繰越金。56、57ページをお願いいたします。1目、繰越金4億129万5,858円です。同じく1目、繰越金（繰越明許）2,276万2,000円です。

20款、諸収入。1項、延滞金・加算金及び過料。1目、延滞金122万4,379円となります。住民税、固定資産税、軽自動車税、法人税の延滞金となります。

2項、町預金利子。1目、町預金利子6万2,556円です。

3項、貸付金元利収入。1目、災害援護資金貸付収入348万4,000円です。熊本地震に伴います災害援護資金償還金となります。

4項、受託事業収入。58、59ページをお願いいたします。1目、農業者年金業務委託金

36万2,700円です。5目、農地中間管理機構特例事業委託金4万4,000円です。7目、土地改良区選挙委託金15万7,930円です。

5項、雑入。3目、過年度収入4,876万6,569円です。主なものは、地域バイオマス利活用補助金返還金659万9,786円、後期高齢者医療療養給付費精算交付金4,116万3,717円です。4目、雑入4,172万4,784円です。60、61ページをお願いいたします。主なものは、派遣職員給与返納679万2,686円、市町村振興協会交付金471万5,532円、62、63ページをお願いいたします。市町村災害支援金310万円、同じく4目、雑入（繰越明許）122万6,000円です。

21款、町債。1項、町債。1目、総務費1,400万円です。議場放送システム更新事業に係ります町債の借入れとなります。64、65ページをお願いいたします。同じく1目、総務費（繰越明許）4,680万円です。庁舎直流電源装置更新事業債1,190万円、情報システム強靱性向上対策債3,490万円となります。

2目、農林債100万円です。中山間地域総合整備事業債50万円と、県営かんがい排水事業債50万円となります。

3目、土木債5,170万円です。主なものは、道路橋梁整備事業債4,530万円です。同じく、1目、土木債（繰越明許）、事故繰越により収入済額はありません。

次に、4目、消防債1,050万円です。5目、臨時財政対策債2億2,007万2,000円となります。

次に、66、67ページをお願いいたします。6目、災害復旧事業債24億6,230万円です。主なものは、公共土木施設災害復旧事業債4億6,290万円、災害廃棄物処理事業債16億3,890万円、歳入欠かん債1億4,780万円です。次に、68、69ページをお願いいたします。同じく6目、災害復旧事業債（繰越明許）690万円です。

7目、教育債3億9,390万円です。主なものは、給食センター新築事業債3億4,970万円となります。同じく、7目、教育債（繰越明許）2,860万円です。主なものは、七滝社会教育センター耐震改修事業債2,120万円です。

8目、民生費3,940万円、災害援護資金貸付事業債3,940万円です。

10目、商工費、事業を平成29年度へ繰り越していますので、収入済額はありません。

以上で、歳入合計、収入済額153億9,541万6,312円となります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。17款、寄附金から、21款、町債までについて、質疑はありませんか。

○7番（藤川博和君） 予算書59ページの雑入、過年度収入の収入未済額の3億79万8,135円の中に、竹バイオマス利活用補助金は幾ら入っていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

雑入の収入未済額の部分だと思います。地域バイオマス利活用補助金の返還金、2億9,279万3,000円から強制執行によりまして、回収金が61万6,856円と破産手続きによります配当金659万9,786円を控除しました未収金2億8,557万6,856円が含まれております。

○7番（藤川博和君） そうしますと、竹資源会社は倒産しました。今後、この未収金の回収はどうかしますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

御船竹資源開発株式会社につきましては、平成26年7月3日に、熊本地方裁判所におきまして破産手続き開始が決定されて以降、破産管財人によりまして、破産財団に属する財産の監査業務が進められてきております。平成29年3月17日に、御船町を含む債権者への配当実施の後、平成29年3月27日付けで破産手続きの終結をいたしております。翌28日に終結の登記がなされまして、会社の登記簿は閉鎖されている状況にあります。この収入未済額は御船竹資源開発株式会社に対しましての請求債権でありまして、会社からこれ以上の回収が見込めないということから、今後、債権放棄の議案を上程する方向で検討してまいりたいと思っております。

○7番（藤川博和君） ということは、竹資源開発株式会社が倒産したことによって債権を放棄する。すると、その放棄の2億8,000万円ぐらいの金は未収となってしまうのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

会社に対しまして、不当利得返還請求権でありまして、この分はもう会社が倒産しておりまして、未収金の全額放棄という考えになってくるものと考えております。

○7番（藤川博和君） ということは、全額債権放棄するということは、今、町は前山本町長と今裁判中ですね、損害賠償について。あの件、会社の債権を全額放棄することによって、この債権がなくなり得る。そうすると、前町長との裁判の債権はどうなりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えしたいと思います。

今、裁判ですが、現在進行中の裁判でありまして、前町長に対する9,279万3,000円の損害賠償請求権についても争っている状況であります。住民訴訟が確定した時点で、前町長への損害賠償請求権が発生しているので、今回、その不当利得請求権とは別に9,279万3,000

円の損害賠償請求権については、調定の手続きを行う必要があると考えておりますので、調定の手続きを行った上で、債権の放棄に向けての手続きを進めていきたいと考えております。

○7番（藤川博和君）　ということは、前町長との裁判中の継続中の約9,000万円は、町の債権として残して、そして竹会社に対する2,900万円の不良債権は消すということですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　今そういう考えを持っております。2億9,000万円は一応議会の議決が必要ですので、いわゆる本年度中ぐらいには議会に上程したいと考えておりまして、逆に山本町長への請求というのは、今回調定で本年度中に上げたいと考えています。

○議長（田端幸治君）　ほかに、質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君）　まず、62ページの町債、例年大体3億、4億円というものです。今決算ではこの10倍とまではまだ、10倍近くになっているところだと、32億円、・・・33億円弱となっています。今議会の決算における町債で、交付税の算定根拠となっている部分、そしてこれは丸々町の借金になるという、それは大体わかりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

平成28年度の起債の借入額、この決算額ではここに示されているように32億3,577万2,000円となっております。このうち、交付税算定根拠と特別交付税の措置になると思います。25億2,399万8,000円となっております。事業によりまして、措置率はちょっと異なってきます。平均で大体78%の措置率となります。熊本地震関連の措置率が大体91.4%となっております。すみません、熊本地震関連の措置額です、借入額が24億6,230万円になります。その措置額に対しまして22億5,088万6,000円となり、借入率が91.4%となっています。

○5番（福永 啓君）　そうすると、32億数千万円のうち、25億円分が震災分の借り入れということで、そうすると7億円分ぐらいは震災対応以外の借り入れということになるんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

ここに32億円の借入額が上がっています。臨時財政対策債とか、そういう地震に関係のない起債も借り入れておりますので、その分が7億円という形になります。

○5番（福永 啓君）　臨財債ですね、交付税の代わりに借りるから借りておきましょうみたいな、それも私は問題があるという話もしているんですけど。これを除くと大体25億数千万円が純粋に震災対策で借りて、そのうちの2億円が丸々何にも措置のない御船町の借金

になるという感じでよろしいんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） もう1回お答えします。

先ほど32億円の借入額ですね、それに対しまして、交付税措置の基礎となる額が、大体25億円ぐらいあると。熊本関連に関します借入額、熊本地震に、まず借入額は24億6,000万円です。熊本地震にです。そのうち交付税で措置される額というのが22億5,000万円という形になります。91.4%という形になります。

○5番（福永 啓君） 理解しました。

それともう1つ、バイオマス関連についてあと1点。これは常に名義のついている債権です。竹資源に対するものと別に、元社長に対するものがあつたと思うんですけど、千何百万円かです。竹資源に対するものは先ほどお答えいただきました。この社長に対するものは、今現在どうなって、今後どうされていくのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

元社長個人に対する損害賠償請求権、これが1,462万9,679円となっております。この元社長に対する債権につきましては、一度強制執行を、町で確認できた預金口座の差し押えを行いました、これは一応空振りに終わっております。会社の破産処理の中でも、元社長の資産の確認が行われまして、資産なしとの判断が出されております。町としても、この財産調査の実施を検討しているところであります。

債権の時効につきましては、債務名義が発生した平成25年9月12日から10年間となっておりますので、ここのあたりは顧問弁護士に相談しながら、債権回収に努めていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 平成35年までの間にお金、その間にこの方がお金を儲けてできるかもしれませんから、その間は放棄はできませんしね。しかし、その間は取れる債権として、いつでも強制執行できる状態として、請求し続けると。その時点で、強制執行ができるようなのであれば強制執行、ない場合はもう放棄になるという形ですね。はい、わかりました。

○4番（中城峯英君） 55ページですけれども、財政調整基金が一時底をついておりましたけれども、平成28年度、基金に12億6,500万円繰り入れをされています。基金増減が当然あると思いますが、町の残高は幾らあるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 財政調整基金の平成28年度の残高でよろしいでしょうか。は

い。財政調整基金の平成28年度末で、8億6,263万8,000円となっております。

○4番（中城峯英君） 8億6,000万円ですね。まだ平成27年度末には戻っておりませんが、27年度末は調整基金が12億6,500万円ぐらいありましたよね。まだ戻っておりませんが、この地震で。わかりました。

次に、同じ55ページの繰入金で、土地開発基金繰入金、地域福祉基金繰入金が発生しておりますが、平成27年度はこの基金はなかったのですが、それはどういうことで、この基金が始まったのでしょうか。それとも復活したのか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、この土地開発基金に対しましては、平成28年度末に条例を廃止しております。平成29年度はもうないという形になります。それと、地域福祉基金ですか、もう1つは。こちらは残高が減っていると思いますけれど、この分に関しましては、若葉保育園の横の土地の購入、それと西往還の児童公園の土地の購入に充てております。

○4番（中城峯英君） ということは、これは一時的な措置といいますか、ずっとこれを積み立てていくというわけではないんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今のは地域福祉基金でよろしいんですか。

○4番（中城峯英君） 両方になります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 両方ですね。土地開発基金に対しましては条例を廃止しておりますので、今後これを積み立てるということは考えないということになります。

地域福祉基金に関しましては、今回積み立てた分を、若葉保育園と西往還の土地の購入に充てましたので、今後は若干余裕が出た場合は、また少しずつ積み立てていくという形になります。

○4番（中城峯英君） はい、わかりました。それともう1つ、ふるさと応援基金繰入金とありますね。これはどういう趣旨のものなんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） このふるさと応援基金繰入金といいますのは、ふるさと納税を一般の方、御船以外の方が御船町に納税されます。それに対しまして、それをいったん全額1回積み立てをしまして、それを今度はその分の返納品とか、そういうのに使えますので、その分に一部充てて、残りの分はここで積み立てておくという形になります。

○4番（中城峯英君） はい、わかりました。

あと、先ほどの説明で、61ページに派遣職員給与返納670万円、これはどういった、派

遣職員が給与を返したということですから、こういったことですか。

○総務課長（吉本敏治君） 決算書の61ページの派遣職員給与返納ということで679万2,686円の収入の額があります。これにつきましては、これは災害とは全く関係のない話でして、広域連合に今うちから1人職員を出しております。広域連合に出している職員の給与については、当初向こうに負担金という形で納めております。しかしながら同時に町から給与も支払いをしております。ですから、給与の支払いをした部分を、その負担金の中から戻してもらっている、返してもらっている、そういう流れになります。

○4番（中城峯英君） はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） 53ページの寄附金について、一般寄附金が約6,800万円ぐらいありますけれども、これは管理的にはどういうふうになっておりますか。

○総務課長（吉本敏治君） お答えします。

この決算の6,835万4,672円、この分につきましては、全体の寄附金としての総額であります。このうちから、既に平成28年度中に財源として充てたものにつきましては、高木保育園関係の一部を充てております、20万円程度だったと思いますけれども。それ以外はほとんど今財源として残っているとお考えいただいて結構です。

○2番（森田優二君） それと、次のページですけれども、同じく、一番上になりますけれども、教育費寄附金ということで出ております。恐竜博物館寄附金になっておりますけれども、これは何かに使われておりますか。それともまだ現在残してあるのか、お願いします。

○社会教育課長（宮川一幸君） 恐竜博物館の寄附金につきましては、今度の6月の補正に上程しておりますが、恐竜博物館基金に積み立てていく形にしております。今年は金額が多かったのは、復興のために結構寄附金の大口がありまして、こういった形に増えております。

○2番（森田優二君） なぜ聞いたかという、去年の地震の後、私の知人も、教育費に使ってくださいという寄附が町に来ていると思います。今の話だと、恐竜博物館、この教育費の基金というのは恐竜博物館関係の基金だと思いますけれども、そういった基金は一般寄附金で管理してあるのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今のは55ページのことだと思いますけれども、この教育費の恐竜博物館寄附金については、全く別に、先ほどの6,800万円とはまた別です。それには含まれ

ておりません。

○2番（森田優二君）　そういうことではなくて、一応教育費に使ってくれということで寄附金をそのままやってあるのは、その部分がどこに入っているのか。教育費ということだったら、これに入ってくると思うんですけども、どうもそうじゃないようですので。

○総務課長（吉本敏治君）　先ほど宮川社会教育課長が説明しましたように、この後、この寄附金があった分につきましては、平成29年度において積み立てをするということになっています。このお金をです。

○2番（森田優二君）　いや、私が聞いているのは、恐らくこれは恐竜博物館に使ってくれということでの寄附だと思うのですが、そうでしょう。

○社会教育課長（宮川一幸君）　178万7,105円につきましては、恐竜博物館で寄附をいただいたものだけになっております。

○2番（森田優二君）　そうではなくて、教育費に使ってくれということで寄附があった。その寄附は一般寄附に入っているのか、大体ここに教育費関係がありますので、この恐竜博物館、要するに目的が中で分かれておれば問題ないと思うんですけども、そこらあたりのことを聞いているんです。

○総務課長（吉本敏治君）　今この場で、この6,800万円程度の全額の内訳はわかりませんが、教育費のために、教育目的のために使ってくれという寄附金だったということであろうと思いますけれども、それはその趣旨を生かしたように使いたいとは思いますが、ただ、基金としては積み立てることは、積み立てるときは財政調整基金あたりに積み立てるということになるかと思います。ただし目的については、寄附をいただいた方の趣旨を尊重して使うようにしますということになっております。

○2番（森田優二君）　要するに、寄附をもらったということは、これに入ってきたということでしょう、歳入だから、そのことを確認しているんです。だから、一般でまとめてしてあるのかということです。

○総務課長（吉本敏治君）　そういうことになります。一般寄附金で処理をしてあるということになります。

○2番（森田優二君）　それだったらおかしいんですよ。これは教育費関係があるんだから。私が聞いたのは、この項目がないから一般で受け入れして、それからその後分けるというか、教育関係で使う部分はそちらに回すという、そういう説明を受けておりました。そこ

らあたりはどうですか。

結局、この項目がなかったら私もそこまで聞かなかったんですよ。項目があるものだから、それで、そこらあたり、私が言った意味はわかるでしょう。そこらあたりの、今答えが出なかったら後でもいいですから。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私からお答えします。

ふるさと納税の中で、ふるさと基金の中で教育費に使ってくださいとか、その他いろいろ5つぐらいありますけれども、使ってくださいと。意外と教育費に使ってくださいというのは、ふるさと納税で、ふるさと応援基金で繰り入れて、そこでためております。

この一番上の、55ページの恐竜博物館寄附金といいますのは、恐竜博物館に直接持ってこられて、そこで使ってくださいというのを、その分だけを積み立てているということです。一般の、教育費に使ってくださいという部分は、すみませんけれども、ふるさと応援基金で積み立てているという形になります。

○2番（森田優二君） 要するに、教育費に使ってください。その中で、何に使ってくださいという目的で持ってきた分があるんですよ。だから、この教育費の積立があるから、そこらあたりを今質問しているんです。一般的に教育費に使ってくださいという、そういう寄附はなかったです。そこら辺は町長も知っていると思いますので。

○町長（藤木正幸君） そういう寄附金があると思いますけれども。こちらの恐竜博物館寄附金、教育費と書いてある部分ですね、教育費と書いてあるから今ああいう意味で森田議員が申されておりますけれども、教育費の中で、これはあくまでも恐竜博物館に寄附があった分ということです。今、森田議員がおっしゃっている一般寄附の中に、今回一般寄附をたくさんいただきました。御船町に支援金とか寄附金という形でいただいたやつが、町総務課で管理しています。義援金は企画財政課で、管理しています、義援金と一般寄附です、これは分かれています。一般寄附の中にも、今言われたように、このお金は教育費に使ってくださいとか老人に使ってくださいとか、いろんな形でいただいております。それはすべて一般寄附金でしています。これはまだ現在進行中ですので、その辺はまとめて今後お示ししていきたいと思っています。歳入にはすべて同じように一般寄附という形でしてありますので、そういった形で御了承ください。

○2番（森田優二君） 大体意味合いはわかったんですが、その中でもう使ってあるのがいろいろあるんですよ。だから、そういったところを使ってあるのがあるんだからこそ、やっ

ぱり決算のそこまでは見ておりませんが、そこらあたりのところがきちんとできているか。言うなれば帳簿のつけ方になってくると思います。そういったことで、今はこれ以上言っても一緒ですので言いませんけれども、一応一般で管理をしてあるということでもわかりました。

○議長（田端幸治君） これで、質疑を終わります。

次に、一般会計の歳出について、担当課長より説明を款・項・目の順で求めます。

1 款、議会費、2 款、総務費の説明を求めます。

○議会事務局長（福本 悟君） それでは、決算書70ページ、71ページをお開きください。

1 款、議会費。1 項、議会費。1 目、議会費です。支出済額 1 億432万2,886円。主なものとして、1 節の報酬から4 節の共済費まで、こちらは議員14名及び職員3名の人件費となります。次に、11節、需用費の議会広報誌、あおぞら21の印刷製本費として141万2,125円、13節、委託料の会議録作成委託料として162万6,812円、19節、負担金補助及び交付金は県・郡・町村議会議長会負担金として73万3,000円、政務活動費交付金として194万2,850円。

議会費は以上です。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、決算書の72ページからになります。

2 款、総務費。1 項、総務管理費。1 目、一般管理費です。支出済額が 5 億9,207万7,651円です。主なものにつきましては、まず嘱託員の報酬、それから特別職、一般職の給料、そして一般職、特別職の手当です。その中で、また熊本地震の災害に係ります中長期的な人的支援に係る通勤手当も、この中に含んでおります。次に、74、75ページになります。今申しましたほかに、熊本地震災害に係る時間外勤務手当としまして 1 億6,500万円ほど。さらに中長期的な支援職員に係る時間外が73万4,000円ほど、それから同じく熊本地震に係る分としての管理職員の特別勤務手当、それから中長期派遣の人的支援に係る災害派遣手当等を含んでおります。

次に、76ページ、77ページです。需用費の中にも熊本地震対策に係る消耗品、あるいは印刷製本費等を含んでおります。

それから、それ以外の主なものとしては、14節、使用料及び賃借料の中で、これも中長期的な人的支援に係る住宅の使用料として550万円程度を支出しております。

続きまして、78、79ページになります。負担金及び交付金ですが、この中で、熊本地震

災害に係る中長期的な人的支援に係る負担金として5,609万8,368円を支出しております。これは中長期的な派遣職員として協定書を結んだ分で、負担金として後でお支払いしていただく分となります。

次に、1目、一般管理費の明許繰越分です。委託料として99万7,920円を繰り越しております。

次に、2目の文書広報費です。支出額が1,899万24円です。主なものとしては、需用費の印刷製本費、追録代等があります。また、役務費につきましては、郵便の後納料等がこの主な支出の内容となります。委託費につきましては、全額を次年度へ繰り越しております。これは、マイナンバー導入に伴います安全管理関係の部分の委託料ということになります。

次に、80、81ページです。3目の財産管理費です。支出額が10億1,551万9,595円です。主なものとしては、11節の需用費の中に、ここにも地震関係に伴うものが幾つか項目として出てまいります。それから、次のページをお願いします。12節、役務費の83ページ、この中にも、熊本地震に伴う公用車の分の経費等が出ています。

次に、13の委託料です。一番下に熊本地震災害に係る委託料として、庁舎の設計、災害被害に伴います庁舎の設計、それから議場の設計あたりの委託料を、この中に含んでおります。

次に、14の使用料及び賃借料です。この中の主な支出につきましては、85ページになります。庁舎の空調設備リース料が953万1,900円、この中で議場放送設備のリース料、これは、代替リースで議会で行っていたもの等がこのリース料の中に含まれています。

それから、15の工事請負費です。支出済額が3,434万円ほどあります。議場放送映像設備の更新が1,780万円程度、それから議場の天井改修工事に係ります部分が1,189万円程度、そういったものがこの主な支出の内容になります。

続きまして、87ページをお願いします。25の積立金、この中で、財政調整基金等への積み戻し等を行っております。それから、同じく3目、財産管理の繰越明許費です。これにつきましては、15の工事請負費が主な支出の内容となります。庁舎の直流電源装置の更新工事を行っております。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 同じく、86、87ページになります。4目、企画費です。支出済額5,833万3,779円です。主なものは、8節、報償費1,027万2,612円です。これは、ふる

さと納税返礼品になります。

次に、89ページをお願いいたします。13節、委託料で1,217万5,380円です。これは、震災復興計画策定業務委託料とふるさと納税支援サービス委託料となります。同じく、19節、負担金補助及び交付金で3,381万6,000円となります。これは、一番下のほうに書いています地方バス運行特別対策補助金として、熊本バスと産交バスへ運行費の補填ということで補助金を支出しております。また、コミュニティバス運行補助金としまして、麻生交通へ支出しております。

次に、90、91ページを御覧いただきたいと思います。5目、地域振興費です。支出済額474万92円となります。主なものは、19節、負担金補助及び交付金で470万2,000円になります。これは、宝くじコミュニティ助成事業補助金として250万円の支出を行っております。下高野地区の放送設備整備事業であります。次に、御船町元気な地域づくり支援事業交付金として、6校区に対しまして180万円の交付金を支出しております。

同じく、5目、地域振興費（繰越明許）であります。支出済額19万9,908円です。加速化交付金を活用しまして、町勢要覧550部を作成しております。

○総務課長（吉本敏治君） 同じく90、91ページです。6目、交通安全対策費です。支出額が164万6,200円です。主な支出の中身につきましては、交通指導員に対する報酬が主なものとなっております。

次に、92、93ページをお願いします。交通安全対策費の需用費の中ですけれど、その主なものとして防犯灯及び街路灯の電気料、それから熊本地震に伴う修繕等も行っております。

7目、電子計算費、支出額が7,449万8,517円です。電子計算費の中におきましても、熊本地震に係る消耗品等が若干ですが出ております。

次に、94、95ページをお願いいたします。支出の中身としまして、委託料の中で、総合行政システム等の保守の委託料、あるいは総合行政システム改修の委託料、そういったものが主な中身となります。それから、使用料及び賃借料の中におきましても、システムのソフト使用料等が2,500万円程度、大きなものとして上がっております。

次に、同じ7目の電子計算費の繰越明許費です。同じページの下のほうにありますが、支出済額が4,132万5,552円です。その主なものは工事請負費であります、情報システム強靱性向上対策事業、これは国の補正予算で行われたものであります。

次に、8目の職員厚生費です。支出済額が412万616円です。職員の健康診断等がその主な内容となります。

次に、9目、諸費です。決算額は122万4,000円です。主なものは、負担金補助及び交付金の御船地区防犯協会への負担金が主な内容となります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 次に、10目、企業誘致費です。支出済額が207万1,890円です。主なものは、13節、委託料61万5,600円となっております。竹資源開発の破産査定意義訴訟に係ります成功報酬ということで、12万9,600円上がっております。企業誘致コンサルタント調査業務委託料として48万6,000円となっております。また、19節、負担金補助及び交付金98万1,000円です。主なものは、白岩工業団地に進出されましたシモハナ物流株式会社の雇用奨励補助金として2名分です。60万円計上しております。

○税務課長（宮崎 靖君） 96ページをお願いいたします。2項、徴税費。1目、税務総務費、支出済額1億1,363万8,484円、98ページをお願いいたします。主なものとして、2、3、4節の職員人件費、12節、役務費の通信運搬費として394万5,678円、これは納付書等の後納郵便料です。100ページをお願いします。13節、委託料の固定資産課税土地評価業務委託料として960万1,200円を支出しております。

2目、賦課徴収費、支出済額615万1,171円。主なものは、103ページの12節、役務費の通信運搬費、督促状の訪問郵便料として82万4,097円を支出しております。また23目、償還金利子及び割引料の徴税還付金319万6,838円を支出しております。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 続きまして、102ページ、103ページの、3項、1目、戸籍住民基本台帳です。支出済額3,432万8,257円です。主に、職員4名分の人件費と19節、負担金補助及び交付金、一番下の社会保障・税番号制度導入に伴う負担金275万7,000円となっております。

○総務課長（吉本敏治君） 引き続き104、105ページからになります。4項、選挙費です。1目、選挙管理委員会費、支出済額が583万6,762円です。職員の人件費が主な支出の内容となっております。次107ページをお願いします。2目、選挙啓発費、支出済額は2万9,160円です。消耗品を購入しております。7目、参議院議員選挙費、支出済額が893万3,371円です。主な支出の内容につきましては、職員の人件費それから選管委員の報酬等となります。

次のページをお願いします。10目、七滝土地改良区選挙費、支出済額が15万7,930円で

す。これは、七滝土地改良区の選挙に対します事務費として出しておりますが、同額を七滝土地改良区から歳入として出すので、この減額を含めております。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 同じく、108、109ページになります。5項の統計調査費。1目、統計調査総務費です。支出済額5万2,800円です。主なものは、消耗品と負担金となります。2目、学校基本調査費、支出済額1万円です。主なものは消耗品となります。3目、工業統計調査費、支出済額5,000円です。次のページをお願いいたします。主なものは消耗品となります。18目、商業統計調査費、支出済額はありません。20目、経済センサス活動調査費、支出済額77万3,118円です。主なものは、1節、報酬の調査費報酬9名分で52万6,000円です。21目、経済センサス調査区設定費、支出済額4,000円です。消耗品となります。

○議会事務局長（福本 悟君） それでは、引き続き110ページをお願いします。6項、1目、監査委員費です。支出済額117万2,258円、主なものとしては、1節の監査委員2名の報酬83万6,800円、19節、負担金補助及び交付金の県・郡監査委員協議会負担金として11万6,000円です。

以上で、1款、議会費、2款、総務費の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） お諮りします。本日の会議は2款、総務費、ただ今説明を受けた部分までを予定しております。このまま質疑を続けますか。それとも、休憩を挟みますか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 休憩ということでございますので、15分まで休憩をします。15分から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時07分 休 憩

午後3時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を行います。1款、議会費、2款、総務費について、質疑はありますか。

○5番（福永 啓君） 何点か質問いたします。

まずは、全体的なことについての質問となるんですが。予算額ベースだと平成27年度と比較して約3倍強、支出済額にして約2.1倍となっています。この増額部分です。そのうち熊本震災対応分というのはどの程度ありますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回、143億円ぐらいの支出済額がありますけれども、その中で熊本地震関連に伴いますのは約半分です。約70億円が熊本地震関連の経費となります。

○5番（福永 啓君） 72ページから73ページ、嘱託員報酬があります。現在嘱託区の再編事業を行っております。現状について御報告をお願いします。

また、この嘱託区再編の主目的、これは何でしょうか。財政的問題でしょうか、それとも何か、なぜ嘱託区の再編成を、主目的を行うかをお答えいただきます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

73ページの嘱託員報酬になります。関連ということですが、まず、再編につきましては、水越地区の町、田畑、粒麦と、五ヶ瀬、馬立、それに有水、大内を嘱託区の再編モデル地区として協議を今行っております。その中で、まずさっき言いました田畑と町、粒麦を1嘱託区、五ヶ瀬と馬立地区を1嘱託区、有水、大内を1嘱託区としまして、計3つの町づくり協議会を今作りまして、嘱託区の合併または統合を前提に、役員とか行事、財産などの調整案を今策定しているところでございます。

先ほど言いました、嘱託区の再編の目的といたしましては、コミュニティの維持と再生と考えております。子どもから高齢者までの地域で夢を持って住み続けることができるような集落の機能強化を図ることをモデル地区として指定していることによる、嘱託区の再編を推進しております。複数の集落による連携、協力体制を構築することと考えております。

行財政改革時にありました再編対策を目的としているものではございません。

○5番（福永 啓君） わかりました。

次、72ページに同じなんですが、中長期的な人材支援に係る項目が多々あります。これに対する歳出に関して、どのような財政的支援措置があるのか。また中長期的に人的支援制度では、十分に人が集まりませんでした。結果、そのために町の期限付職員として募集せざるを得なくなりました。これについては、何らかの財政的支援措置が受けられる見込みがあるのかどうか。これについて答弁願います。

○総務課長（吉本敏治君） まず、中長期的な人的支援に係るものの財政措置としましては、財政課から申しておりましたけど、特別交付税として、全体の経費の8割程度が交付税措置に、正規のルール分として参入されるということになっております。

また、その中長期的な自治体からの派遣職員を募ったんですけれど、なかなか集まらなかったということになっております。それに代わる手段として、任期付職員の募集を行っております。それによって9人ほど来ていただいておりますが、この財政支援につきましては議会からも今月意見書をもとに要望活動等に行ってもらいました関係で、その中で、非常に感触のいい話があったということも聞いております。

そうということで、自治体からの派遣職員と同じように財政支援が受けられることに、ちょっと希望が膨らんだという認識でおります。結果がどうなるかというのは、まだ具体的なことは何も聞いておりませんが、希望は持っているというところであります。

○5番(福永 啓君) 今おっしゃったように、この間議会で行きました陳情におきましては、大変これに関しましては、同じような対応をしたいということを直接局長から明言していただきました。ただ、まだそれに関して具体的な県及び国からのアプローチ、その他いろんな聞き取り調査等を行われていないということ。これにつきましては、町等からも引き続き要望をしていただきたいと思っております。

続きまして、74、75ページです。熊本地震に対応するもので、時間外労働が発生しております。これに対しまして、同じように国等から財政支援措置があるのか。また、これは現在もなんですが、庁舎は毎日夜遅くまで点灯しています。その他、財政措置は何かあったと思います。その財政措置が、現在もずっとその当時から同じように継続しているのかお聞きします。

また、こういうやはりすごい長時間の時間外労働が発生しているわけなんです、先月、私及び、課長の皆様が一番心配なさるのは、精神面を含んだ職員の健康管理面だと思えますが、そのあたりの問題はないのか、その点についてお聞きいたします。

○総務課長(吉本敏治君) 今現在の、特に事業課関係におきましては、遅くまで残って残業をしているという状況も見受けられます。それから、そういう状況は続いてはいるんですけれども、それと昨年度時間外勤務手当については多くの額を支出しております。これらについては、国からの財政支援措置というのは、具体的にはないものと思っております。ただ、その中で、中長期の派遣職員が時間外を行ったものとか、そういった部分については、交付税の対象として算定をして報告をしておりますので、その分については、先ほど申しました8割の措置はあるものと思っております。

それから、この時間外手当の額を見ておわかりのことだと思いますけれども、昨年はほ

とんどの職員が、すべてとっていいと思いますけれども、すべての職員が時間外勤務をやっていたということになります。その間で体調を壊した人も2～3名見受けられました。そのフォロー措置としまして、日赤に産業内委託契約をしております。日赤から産業医にも来ていただいておりますし、また保健師とも今後また委託契約等を結んで、保健師の派遣も行っていると思います。

そういったことから、それと、いわゆるメンタルヘルスケアの各自治体に義務付けられている部分がありますので、それに基づいて、アンケート調査から面談調査から、いろんな随時行っているところでもあります。今現在特に大きく体調を崩している、あるいは精神的にまいっているという職員は、全体的には1人程度かなと思っていますところでは。

○5番（福永 啓君） ちょっとお聞きしますと、時間外のもののやつですね、これの一般職員、御船が雇った非常勤職員、これに関するものの財政措置はないと。これは丸々御船町の一般会計から持ち出してあるということですね。そして、中長期に関しては、まあ8割程度、これに関しては特別交付税の措置があるということだと思います。

中長期的職員に対しては、現在も該当していらっしゃる方は多いと思うんですが、その措置に対しては、現在もその特交措置がありますか。今年度も続いているということでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今おっしゃったように、理解していただいて結構だと思います。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。職員の健康管理です、これは本当に十分注意をした上で、皆さん今もまだ激しい業務が続きますので、ぜひ健康管理に注意して業務を続けていただきたいと思います。

78、79ページです。これは、平成27年度、一昨年度から新たに発生した財務書類作成業務委託料というのがあります。平成27年度はそれが行われていました。28年度に関しましては、繰越明許となっております。それと、なぜ繰越明許になったのか。その経緯をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

議員が言われたように、これは繰越明許となっています。まず、平成27年度に2カ年の、平成25年度と26年度分の財務諸表の作成委託料を予算化しておりました。平成25年度分に関しては27年度でできましたけれど、平成26年度分の財務諸表につきましては28年度へ繰り越したものであります。平成29年度に2カ年分を予算化しておりますので、本年度中に

平成28年度の決算分までを、財務諸表を作成しまして、3月まで作成しまして、平成30年4月に公営企業とあわせました連結の財務諸表を公表したいと今考えております。

○5番（福永 啓君） これに関しましては、国から、町の財政は非常にわかりにくいので、企業会計に絡んで、財務諸表を3つ、それと中長期的に見て、じゃあどうなっているんだとわかりやすく、企業会計に倣って財務諸表を作りなさいという、事業が始まったと。そしてそれが平成27年度にはやっていたけど、ちょっと昨年度は地震の関係でできなくなって、そして今年度中にそれはやりますと。そして、それを発表するのが平成30年4月ということですね。はい、わかりました。

次は、82ページから83ページ、委託料で熊本地震に係る委託料で200万円があります。その概要は何でしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 正確には、203万6,000円幾らになっていますかね。

この分につきましては、先ほども少し述べましたが、まず庁舎の災害復旧に伴います設計委託料に大体118万円程度です。それから、議場の設計に76万円ほど、それから、町が持っております公用の施設であったり普通財産、そういったものの危険度判定を行っていただいた際に、委託料として約10万円ほど、これらにこの委託料を使っております。

○5番（福永 啓君） わかりました。

続きまして、88ページから89ページ、ここが2点あります。まず、熊本地震復興計画策定委託料、1,000万円ぐらい出ているんですが、これの委託先については、どこになっていますか。また、地方バス、コミュニティバスに関する補助金があります。これは再三議会でも議論しているところなんですが、公共交通網の整備が喫緊の課題となっています。いつまでこの補助金はこの形で出し続けていくのか。それとも、公共交通機関のあり方を含め、抜本的な見直しをして、どういうニュアンス、次期復興を進める上でもやはり公共交通、これがやはり核となる停留所あたりが御船町は、前から言いますけど、丸山商店なのです。御船町のハブ、一同、熊本バスと麻生交通と、それと産交バスが止まるところって、丸山商店の前なんです。そういうのって、やはりどうしても、町の公共交通機関としては、それは間違った形が続いていると思います。それはやっぱり、復興・復旧を目指す上でも、そこのあたりは抜本的な見直しの時期に来ているかなと思いますが、今後、いつまでにどのような対応をしていくのか、お聞きいたします。この2点お願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） まず、委託料は御船町熊本地震復興計画策定委託の委託先は

どこかという質問についてお答えします。玉野総合コンサルタント株式会社、委託先となっております。

次に、地方バス、コミュニティバス関係の補助金と運営、運行についてなんですけど、これは決算書にもありますように、熊本地方バスとコミュニティバスの補助金を合わせまして、大体、この2つを合わせまして3,357万6,000円を補助しております。うち、県からの補助金、これは大体220万円程度でありまして、残りの3,100万円は町の持ち出しとなっているのが今の現状になっております。

今回の熊本地震でもわかりましたように、この公共交通の重要性、これは十分認識をしているところであります。また、高齢化の進む中で、生活の維持、そういった面では欠かせないものだと考えております。御船町の総合計画の第12期基本計画にも、便利で快適な町として、移動しやすい公共交通の充実を目指す旨をうたっております。地域公共交通の形成に特化した計画は今現在ございません。公共交通網のあり方を示されていないのが今の現状であります。今後は、これを何らかの検討委員会を立ち上げまして、それに基づいて今後進めていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） これに関しましては、また、ある程度議論が必要になるかと思うので、一般質問の今度のときに質問したいと思います

最後になります。96から97ページです。さっきまで、説明の中で、企業誘致の委託料があるということだけはお聞きしましたが、具体的にそれでどのようなことを伺ったのか。どういう成果あったのか、お聞きいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

13節の企業誘致関係業務委託料48万6,000円ということによろしいでしょうか。はい。これにつきましては、インター周辺地域の有効な土地利用のため、クリアしなければいけない各種法規制とか企業誘致に向けた専門的視点から調査・研究をしまして、町に対する技術的な支援を委託しております。

委託先に対しましては、株式会社サنزというところで、このために、岐阜県の羽島市にちょっとインターチェンジ周辺の土地利用の先進地視察を行っています。御船の御船インターチェンジ、そして高木インターチェンジの今後の土地利用についての委託業務、そういう形で業務を行ったところです。

○5番（福永 啓君） 成果物としては、どのようなものが上がってきているんですか、その

サンズというところからです。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今御船町のインター周辺は、農振区域ということで、この農振区域をはずすためにはどういう仕様があるのかとか、そういう法的手続きを、こうすればいいという方法が上がってきている状況です。

○5番（福永 啓君） アドバイスですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） アドバイスです。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はございませんか。

○6番（田上 忍君） 89ページですが、ポータルサイト利用料とありますが、その説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 御説明します。

このポータルサイト利用手数料といいますのは、ふるさと納税のふるさと基金、ふるさと納税に関するインターネットでの手数料ということになります。詳しくは、インターネットによってふるさと納税を募集しておりますので、それに伴いますインターネットの利用料という形になると思います。

○6番（田上 忍君） すると、これは外から作ったシステムを御船町が利用させてもらっているということでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） そのとおりになります。

○6番（田上 忍君） では、次に、91ページ、御船町元気な地域づくり支援事業、180万円交付金ということですが、この交付金の時期はいつ頃ですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これは、平成28年度決算で、なかなか28年度は地域から交付金はすぐには、4月とか5月には上がってきませんでした。この6校区というのは町から補助金を出す時期という形でよろしいでしょうか。すみません、この補助金の請求があり次第うちで精査しまして、決定通知を出しまして、1カ月以内ぐらいには、申請が上がってから1カ月後ぐらいにはうちから出す、なるべく早く出そうという形で今しております。

○6番（田上 忍君） このお金はいろんな地域の行事に使われていると思っています。ですからその地域の行事に間に合わせるということで理解してよろしいですかね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私たちも、なるべくその地域の行事にこの補助金は使われますので、申請があればすぐに決定通知を出しまして、支払いをしたいと思っています。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○1番（清水 蕙君） 111ページ、監査委員の報酬なんですけれども、毎年下がってきています。今年あたりは非常に業務も大変だったんじゃないかなと思います。これは、その前の年なんですけれども、平成26年度は97万4,100円、27年度は93万8,000円、本年度は83万6,800円と年々下がっているんですね。この下がった理由を教えてください。

○議会事務局長（福本 悟君） お答えします。

監査委員の報酬についてでございます。まず、この原因、減額になった原因につきましては、震災に伴いまして、議会、本定例会の一般質問についても、12月は受け付けをされていますが。本定例会の、1つは日数の減が主な要因です。ほかの決算審査とか、これについてはほぼ同じ日数でやっていますので、本定例会の減が主な減少と考えています。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑は。

○3番（岩永宏介君） 75ページです。先ほどの福永議員と関連します。

備考欄の一番上です。時間外勤務手当がその辺で計上をされていますが、これは何人に対する、何人分かということと、これを、例えば月別の1人当たりの時間外労働時間とか、そういうのをきちんと把握されているべきだと思いますけれども、そのあたりはいかがですか。

○総務課長（吉本敏治君） この時間外勤務手当につきましては、当然条例に起用して支出しているものでありまして、時間外勤務の実績がなければ当然支出できませんので、時間外を行った職員、それから時間、こういったものについては、常に記録をしております。その上で、その計算を行って支出したという額がこの金額と御理解いただければと思います。

○3番（岩永宏介君） それではなくて、それは当然そういうことが行われているということなんです、行われていると思いますが、例えばほかのところにも時間外勤務手当というのは計上されておりますけれども、これは総務課の職員の、例えば何人分とか、そういった形です。

○総務課長（吉本敏治君） これは、今回の熊本地震に限りましては、熊本地震の関係で携わった時間外勤務手当のある者すべてということで、総務課の職員だけということではなくて、全職員の分ということで御理解いただきたいと思います。

○3番（岩永宏介君） もう1点、今質問していたわけですが、月ごとのそういう時間外労働と時間数といいますか。私が何でこれを聞くかと言うと、先ほど福永議員にお答えがあっ

たわけですが、今のところ職員の方で健康状態が思わしくないというのはお一人という発言が、答弁が先ほどあったわけですが、そういう形で、月別の時間外勤務労働をやった職員の月別の時間外の時間はわかりますか。それあたりは出ているかということを聞いています。把握されているかどうか。

○総務課長（吉本敏治君） すべての職員の記録というのは、ここには今持っておりません。

ただ、もちろんその勤務した時間に基づいて支出をしておりますので、毎月それは記録として取っております。それをもとにして支出をしております。

それから、1カ月当たり最高の時間外を行った者で、200時間を超えておりました。200時間を超えている月が何月かに及ぶ職員もおりました。今現在は80時間を超えると労基の対象になるような形になっておりますので、その際については、もうかなり、その限界を超えていたということは感じております。その都度、その当時支援に来ていただいております精神科の先生とか、そういった方々からも、対策本部会議の中に出向いていただいて、そういった指示・指導を受けたところです。

いかんせん、発災直後から、もう2～3日は不眠不休だった職員ばかりだったと思います。それ以降もいろんな業務がありましたので、限られた人数でやむを得ずそういった通常の時間外をオーバーするような、大幅な時間外をやっていたということは事実だと認識しておりますので、今後は、その改善に向けては、十分注意しながら取り組んでいきたいと思っております。

○3番（岩永宏介君） 結局、私が言いたいのは、適正に支払いは行われているというところではなくて、今最後におっしゃったようなところで、十分、例えば月に200時間というのは、例えば昨今言われているのが過労死ラインとかいう言葉です。そのあたりでしっかり、町長を含めて、そのあたりの職員の健康状態をぜひ見ていってほしいということを申し上げたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会します。

どうも、お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 4 5 分 延 会